

遠賀町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和6年1月

遠賀町

はじめに

近年、地球温暖化による気候変動の影響により、深刻な自然災害が世界各地で起こっています。

地球温暖化は、気象災害だけでなく熱中症の増加、農作物の品質低下、動植物の生態系の変化など、さまざまな分野で影響をおよぼしています。また、地球温暖化による気候変動などによって動物と人との関係が変化することで、新たな人獣共通感染症が発生する恐れもあることから、ワンヘルスの観点からも地球温暖化対策は重要な課題です。



国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」では、2023（令和5）年3月に第6次評価報告書統合報告書を公表し、地球温暖化を1.5℃または2℃に抑制するためには、この10年間の温室効果ガス排出削減の水準が重要であると強調しており、国内外において地球温暖化対策を強力に推進する必要があります。

本町では、2022（令和4）年3月に「第2次遠賀町環境基本計画」、2023（令和5）年3月に「第3次遠賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しているところです。

この取組を住民、事業者、行政がそれぞれで、また、協力してさらに進めていくため、この度、「遠賀町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、中期目標として2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度と比較して46%削減すること、長期目標として2050（令和32）年度までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを掲げました。温室効果ガス排出削減の取組に加え、再生可能エネルギーの利活用を加速し、2050年カーボンニュートラルを実現していくための基本指針となるものであります。

住民、事業者、行政が協働、連携して脱炭素化に向けた取組の輪を広げ、継続していくことで、実現に向けて着実に近づいていくものと考えておりますので、住民及び事業者のみなさまの一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年1月

遠賀町長 古 野 修

目 次

第1章 区域施策編策定の背景、基本的事項	1
1. 区域施策編策定の背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向	2
2. 地域の特徴	21
(1) 自然条件	21
(2) 経済条件	24
(3) 社会条件	30
3. 計画の基本的事項	36
(1) 計画の位置付け	36
(2) 計画期間	36
(3) 対象区域	36
(4) 対象とする温室効果ガス	37
第2章 温室効果ガス排出量の推計	38
1. 温室効果ガス排出量の現況推計	38
(1) 推計方法	38
(2) 温室効果ガス排出量	40
(3) 二酸化炭素吸収量	41
第3章 温室効果ガス排出量等の将来推計及び削減目標	42
1. 温室効果ガス排出量の将来推計	42
(1) 推計方法	42
(2) 推計結果	43
2. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	44
3. 温室効果ガス排出量の削減目標	45
(1) 目標設定の基本的な考え方	45
(2) 削減目標	46
(3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたビジョン	47
(4) 2030年度における部門別削減率と対策導入量の目安	48

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する施策・指標	51
1. 施策の体系	51
2. 再生可能エネルギーの導入促進	52
3. 省エネルギーの推進	53
4. 地域環境の整備	55
5. 循環型社会の形成	58
6. 脱炭素に向けたロードマップ	60
第5章 区域施策編の進捗管理及び推進体制	61
1. 進捗管理・評価	61
2. 計画の推進体制	62
3. 計画の見直し	62
資料編	63
1. 計画策定の経緯	63
2. 遠賀町環境審議会規則	64
3. 用語集	66

第1章 区域施策編策定の背景、基本的事項

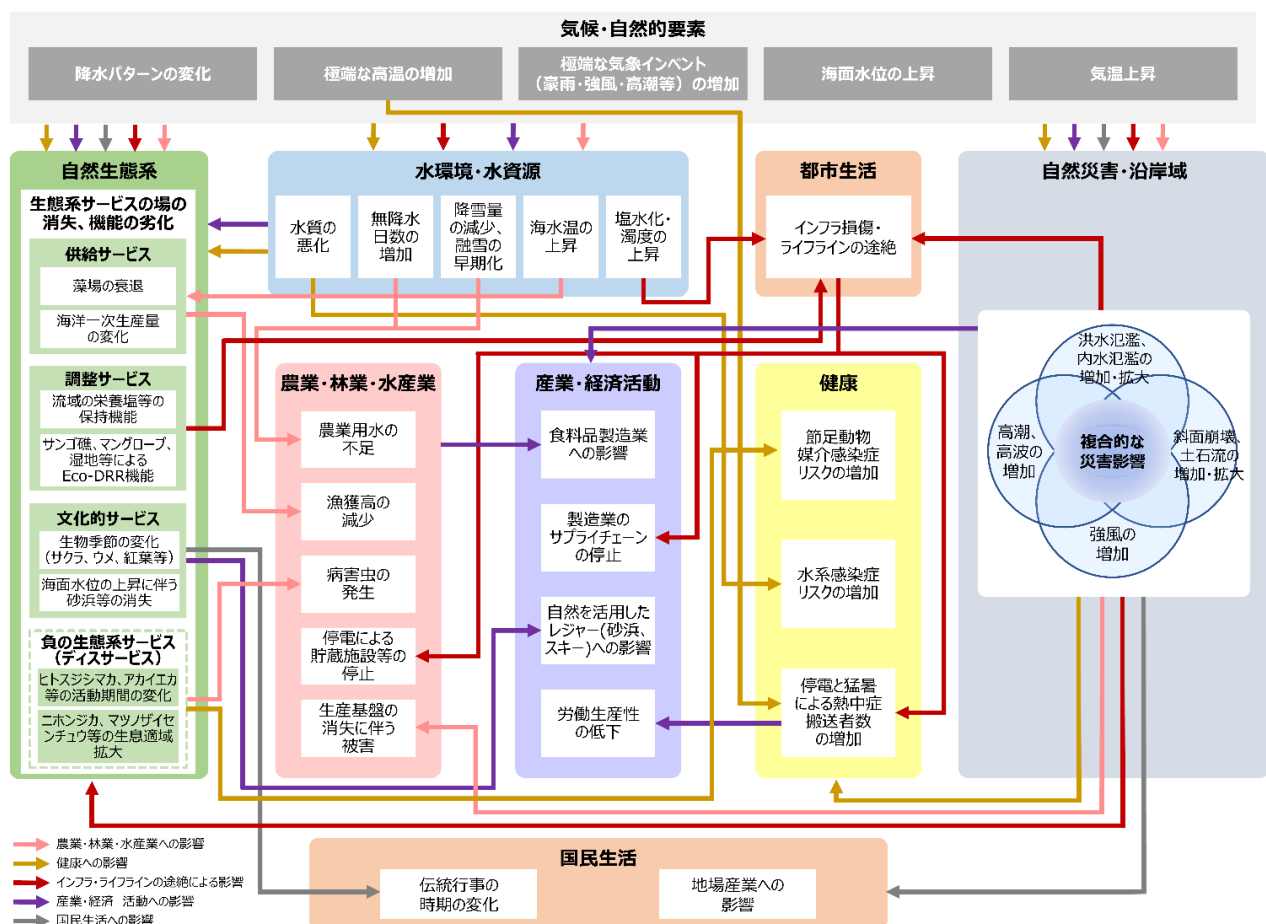
1. 区域施策編策定の背景

(1) 気候変動の影響

気候変動^{※(用)}問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系^(用)、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活といった様々な分野に影響を及ぼすことが予測されています。

また、自然生態系とそれらを基盤とする人間社会の活動は、互いに様々な影響を及ぼし合いながら複雑な相互依存関係の下で成り立っていることから、分野・項目を超えて気候変動が連鎖することが指摘されています。例えば、気候変動に伴う降雨パターンの変化や気温上昇は、生物の分布・個体群や生物季節^(用)を変化させ、生態系サービス^(用)を通して農業・林業・水産業などの他分野に連鎖すると言われています。ある影響が分野を超えてさらに他の影響を誘発することによる影響の連鎖や、異なる分野での影響が連続することにより、影響の甚大化をもたらす事象を「分野間の影響の連鎖」と呼びます。



資料：気候変動影響評価報告書（環境省）

図1 分野間の影響の連鎖の例

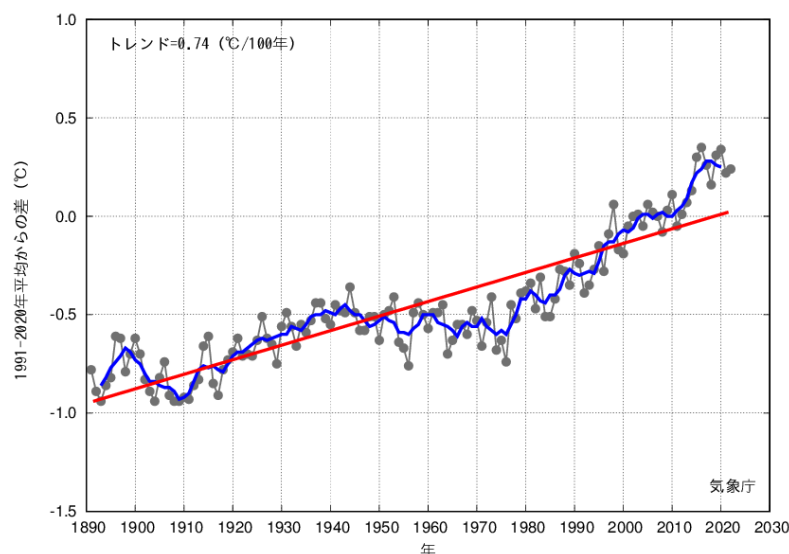
※(用)：資料編の用語集（P.66）に記載がある言葉は(用)の表記をつけています。

(2) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

1) 世界の動向

① 世界の年平均気温

気象庁の報道発表資料によると、2022 年の世界の年平均気温偏差（1991～2020 年の 30 年平均値を基準値とし、平均気温から基準値を差し引いた値）は+0.24℃で、1891 年の統計開始以降、6 番目に高い値となっています。世界の年平均気温は、長期的には 100 年当たり 0.74℃の割合で上昇しています。



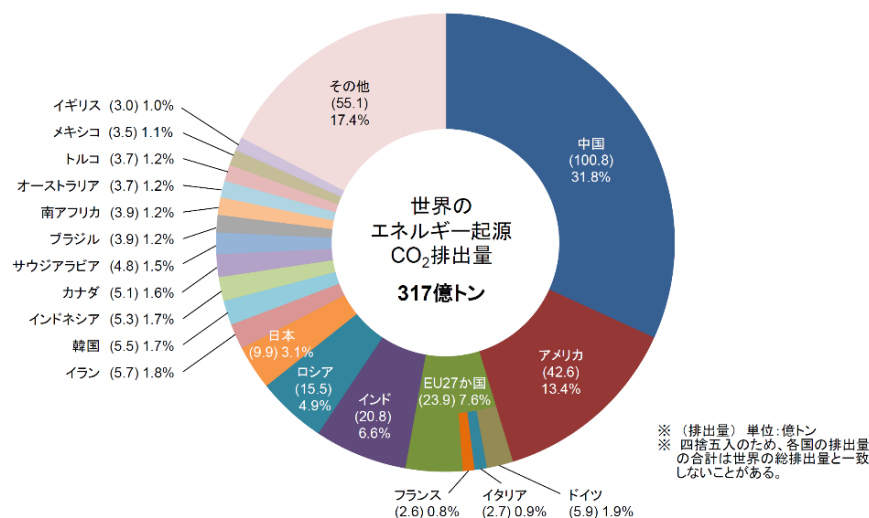
細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差 太線（青）：偏差の 5 年移動平均^(用) 直線（赤）：長期的な変化傾向
基準値：1991-2020 年の 30 年平均値

資料：世界の年平均気温（気象庁）

図 2 世界の年平均気温偏差の経年変化（1891～2022 年）

② 世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量

2020 年の世界のエネルギー起源二酸化炭素^(用)排出量は 317 億 t-CO₂ で、中国・アメリカ・EU で全体の 52.8%を占めています。日本は 3.1%で第 6 位となっています。

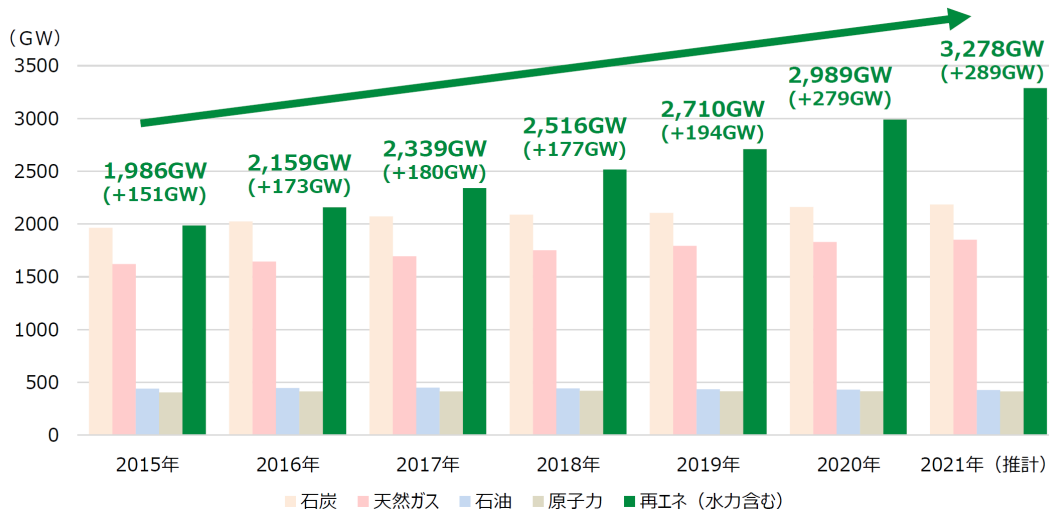


資料：国際エネルギー機関（IEA）「Greenhouse Gas Emissions from Energy」2022 EDITION をもとに
環境省作成

図 3 世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量（2020 年）

③ 世界における再生可能エネルギー導入状況

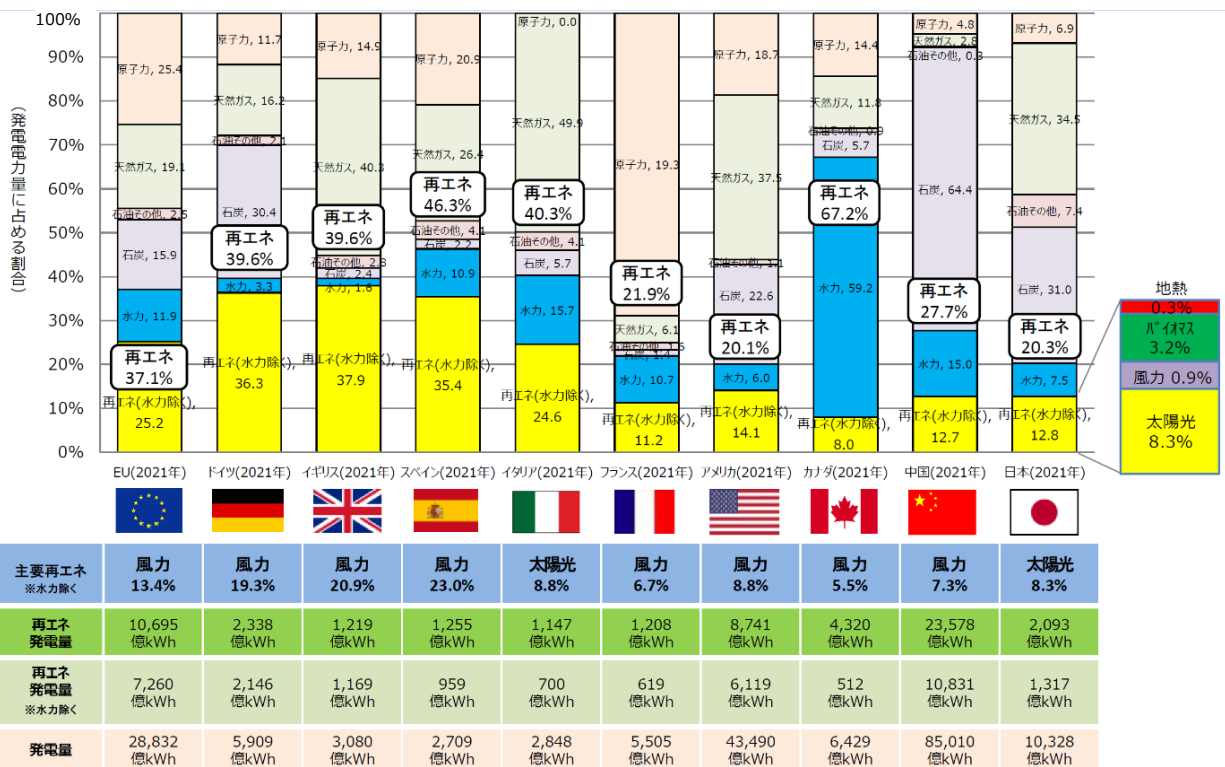
世界の再生可能エネルギー^(用)発電設備の容量（ストック）は、2015年に約2,000GW程度まで増加し、最も容量の大きい電源となりました。その後も増加を続け、2021年には約3,300GWに近づきました。



資料：IEA「World Energy Outlook」2017～2022年度版をもとに資源エネルギー庁作成

図4 世界全体の発電設備容量（ストック）

なお、資源エネルギー庁が作成した資料によると、発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合が最も高いのはカナダ（67.2%）で、次いでスペイン（46.3%）、イギリス（39.6%）、ドイツ（39.6%）となっています。これに対して、日本は20.3%にとどまっています。



資料：IEA データベース、2021 年度エネルギー需給実績（確報）をもとに資源エネルギー庁作成

図5 世界の再生可能エネルギーの発電比率

④ IPCC の報告書

2018 年 10 月に開催された第 48 回気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^(用)総会において、IPCC「1.5℃特別報告書」の政策決定者向け要約が承認されるとともに、特別報告書本体が受諾されました。特別報告書では、①工業化以降、人間活動は約 1.0℃の地球温暖化をもたらしており、現在の進行速度では、地球温暖化は 2030～2052 年に 1.5℃に達する可能性が高いこと、②二酸化炭素排出量が 2030 年までに 45%削減され、2050 年頃には正味ゼロに達する必要がある、メタン^(用)などの二酸化炭素以外の温室効果ガス^(用)排出量も大幅に削減される必要があることなどが示されています。

■1.5℃特別報告書の主な内容

- 気候変動は、既に世界中の人々、生態系及び生計に影響を与えている。
- 地球温暖化を 1.5℃に抑制することは不可能ではない。しかし、社会のあらゆる側面において前例のない移行*が必要である。
- 地球温暖化を 1.5℃以内に抑制することは、持続可能な開発の達成や貧困の撲滅等、気候変動以外の世界的な目標とともに達成しうる。

※前例のない移行：世界の平均気温が 1.5℃を大きく超えないモデル排出経路では、現在のエネルギー、土地、都市、交通と建物を含むインフラ^(用)や産業システムでの急速かつ広範囲に及ぶ低炭素化・脱炭素化への移行が必要になるとしている。これだけの規模での移行は前例がないものの、速度面では前例がないわけではないとしている。

また、IPCC は、2023 年 3 月に、第 6 次評価報告書統合報告書を公表しました。

同報告書では、継続的な温室効果ガスの排出により、2040 年までに地球温暖化が 1.5℃に到達することから、気候目標の 1.5℃または 2℃に抑制するためには、この 10 年間の温室効果ガス排出削減の水準が重要で、適応と緩和の資金を何倍にも増加して対策を実施する必要があることを強調しています。

■IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書の主な内容

- 継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、考慮されたシナリオ及びモデル化された経路において最良推定値が 2040 年（※多くのシナリオ及び経路では 2030 年代前半）までに 1.5℃に到達する。
- 将来変化の一部は不可避かつ/または不可逆的だが、世界全体の温室効果ガスの大幅で急速かつ持続的な排出削減によって抑制しうる。
- 地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する。
- 温暖化を 1.5℃または 2℃に抑制しうるかは、主に CO₂ 排出正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この 10 年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる。
- すべての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている。この 10 年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ。
- 気候目標が達成されるためには、適応及び緩和の資金はともに何倍にも増加させる必要があるだろう。

⑤ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

地球規模の環境の危機が危惧される中、2015 年は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（以下「2030 アジェンダ」という。）」や「パリ協定^(用)」など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされた世界の潮流の転換点ともいえる年になりました。

2030 アジェンダでは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための、先進国と開発途上国が共に取り組むべき 17 のゴールと 169 のターゲットを設定した「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げています。SDGs のゴールとターゲットは相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決したり、一つの行動によって複数の側面に利益を生み出したりすることのできる構造となっています。環境政策の視点からみると、SDGs は、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動を存続させるための方向性を示すものといえます。

表 1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

ゴール 1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2	飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	健康な生活	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4	教育	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
ゴール 5	ジェンダー平等	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
ゴール 6	水	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	エネルギー	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8	雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
ゴール 9	インフラ	レジリエント ^(用) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション ^(用) の拡大を図る
ゴール 10	不平等の是正	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11	安全な都市	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産・消費	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	海洋	持続可能な開発 ^(用) のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
ゴール 15	生態系・森林	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性 ^(用) の損失の阻止を促進する
ゴール 16	法の支配等	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール 17	パートナーシップ	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ ^(用) を活性化する

資料：平成 30 年版環境白書・循環型社会^(用)白書・生物多様性白書（環境省）より抜粋



図 6 SDGs の 17 のゴール

⑥ 地球温暖化対策に関わる国際的な動き

地球温暖化対策に関わる国際的な主な動きは以下のとおりです。

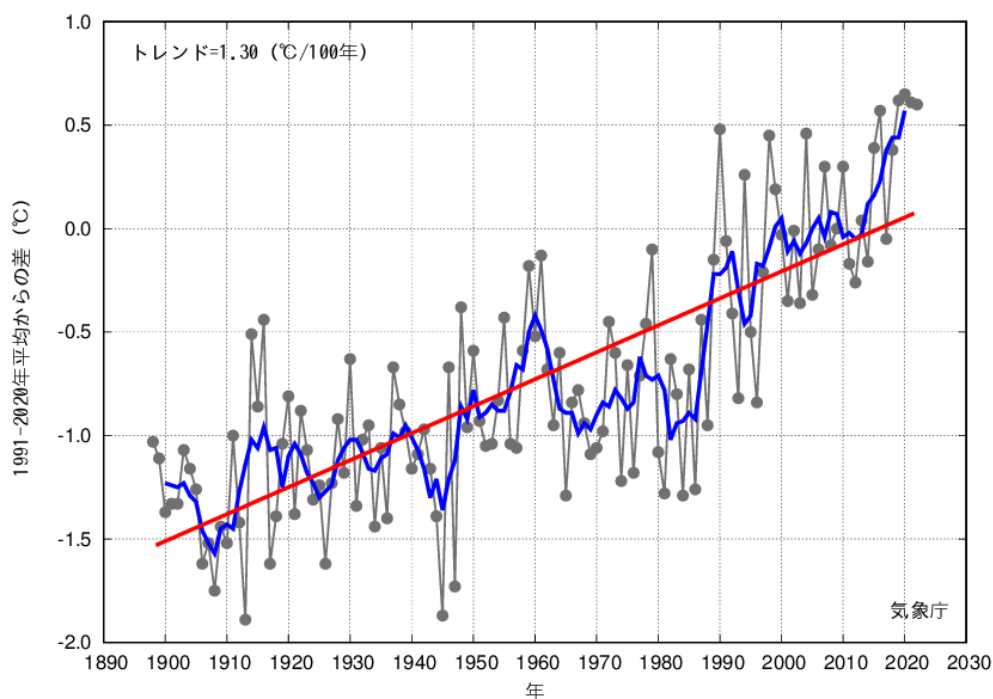
表 2 地球温暖化対策に関わる国際的な主な動き

年次	主な出来事
2018 年	気候変動枠組条約 ^(用) 第 24 回締約国会議 (COP ^(用) 24) 開催。パリ協定の実施指針を採択した。実施指針では、途上国を含むすべての国が温室効果ガス削減の実施状況を詳しく報告し、専門家が 2 年に 1 度、検証する方法が決まったほか、途上国にどの程度の資金支援を行う予定か、可能な範囲で国連に報告することが先進国に義務づけられた。
	IPCC がとりまとめた「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化を 1.5℃に抑制するためには、CO ₂ 排出量が 2030 年までに 45%削減され、2050 年頃には正味ゼロに達する必要があることなどを示された。
2019 年	気候変動枠組条約第 25 回締約国会議 (COP25) 開催。市場メカニズムの実施指針の交渉が焦点となったが、すべての論点について完全な合意には至らなかった。また、ロス&ダメージ (気候変動の影響に伴う損失及び損害) に関するワルシャワ国際メカニズム (リスク管理に関する知見の共有等を促進するもの) のレビューが実施された。
2021 年	米国主催の下で気候サミットが開催され、参加各国が、2030 年を目標年とする「自国の貢献する決定 (NDC)」のさらなる引上げや、脱炭素化に向けた取組を発表し、世界の脱炭素化に向けた国際協調を呼びかけるとともに、今後重要とされる 10 年間の取組、クリーンエネルギーへの移行、イノベーションの促進などについて議論が行われた。
	IPCC が公表した第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書では、温暖化は人間の影響であることは疑いの余地がないことなどが示された。
	気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) 開催。パリ協定の市場メカニズムの実施指針、透明性枠組みの報告様式、NDC ^(用) 実施の共通の機関 (共通時間枠) 等の重要議題で合意に至り、パリルールブックが完成した。
2022 年	IPCC が公表した第 6 次評価報告書第 2 作業部会報告書では、人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしていることなどが示された。 また、第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書では、人為的な温室効果ガスの正味の総排出量は、1850 年以降の正味の累積 CO ₂ 排出量と同様に、2010～2019 年の間、増加し続けたことなどが示された。
	気候変動枠組条約第 27 回締約国会議 (COP27) 開催。気候変動対策の各分野における取組の強化を求める COP27 全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030 年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択された。加えて、ロス&ダメージ (気候変動の悪影響に伴う損失と損害) 支援のためのロス&ダメージ基金 (仮称) の設置が決定された。
2023 年	IPCC が公表した第 6 次評価報告書統合報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850 年から 1900 年を基準とした世界平均気温は 2011 年から 2020 年に 1.1℃の温暖化に達したこと、地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達すること、温暖化を 1.5℃または 2℃に抑制しうるかは、主に CO ₂ 排出正味ゼロを達成する時期までの累積排出量と、この 10 年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まること、すべての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じており、この 10 年に行う選択や実施する対策が現在から数千年先まで影響を持つことなどが示された。

2) 日本の動向

① 日本の年平均気温

気象庁の報道発表資料によると、2022 年の日本の年平均気温偏差は $+0.60^{\circ}\text{C}$ で、1898 年の統計開始以降、4 番目に高い値となりました。年平均気温は、長期的には 100 年当たり約 1.30°C の割合で上昇しており、特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。



細線 (黒) : 各年の平均気温の基準値からの偏差 太線 (青) : 偏差の 5 年移動平均 直線 (赤) : 長期的な変化傾向
基準値 : 1991-2020 年の 30 年平均値

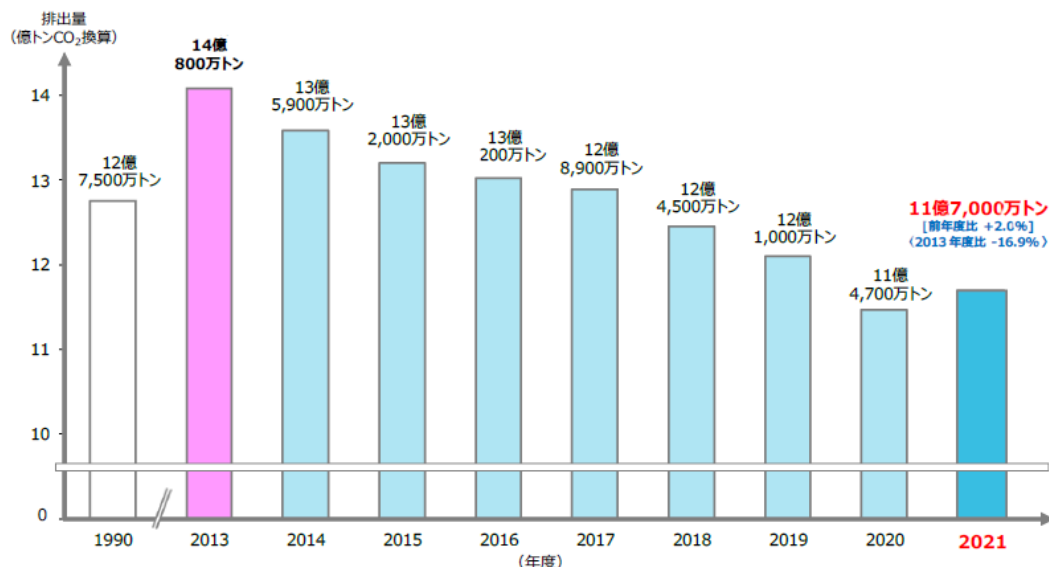
資料 : 日本の年平均気温 (気象庁)

図 7 日本の年平均気温偏差の経年変化 (1898~2022 年)

② 日本の温室効果ガス排出量

我が国の 2021 年度の温室効果ガス総排出量は、約 11 億 7,000 万トンで、基準年度である 2013 年度を 16.9% 下回っています。また、エネルギー起源二酸化炭素排出量は、約 9 億 8,800 万トンで、2013 年度を 20.0% 下回っています。エネルギー起源二酸化炭素の排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネの進展等）や、電力の低炭素化（再エネ拡大、原発再稼働）に伴う電力由来の CO₂ 排出量の減少等が挙げられます。

なお、2020 年度から 2021 年度にかけてのエネルギー起源二酸化炭素排出量の増加は、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復等により、エネルギー消費量が増加したことが挙げられます。



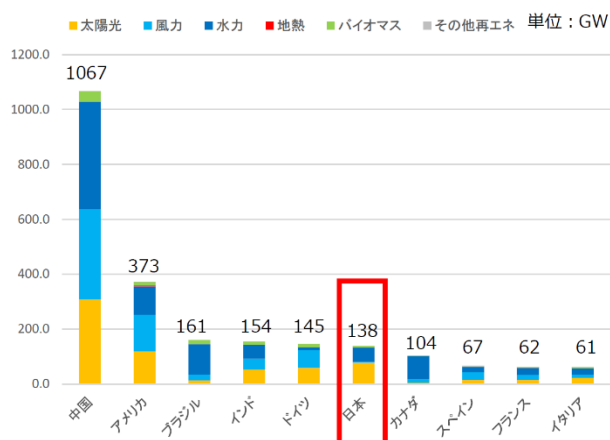
資料：2021 年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について（環境省）

図 8 日本の温室効果ガス排出量（2021 年度確報値）

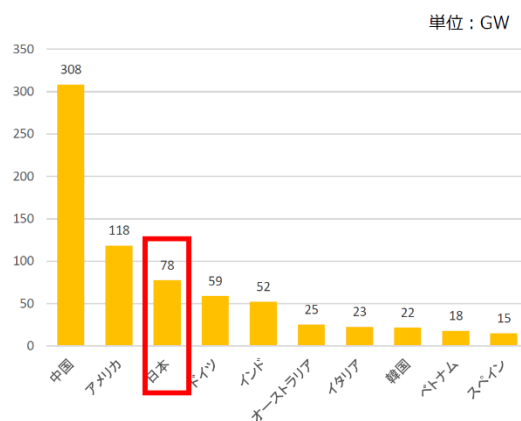
③ 日本における再生可能エネルギーの導入状況

日本の 2021 年における再生可能エネルギー導入容量（138GW）は、世界第 6 位です。このうち太陽光発電^(用)容量（78GW）は世界第 3 位となっています。

各国の再エネ導入容量（2021年実績）



各国の太陽光導入容量（2021年実績）



資料：IEA「Renewables 2022」をもとに資源エネルギー庁作成

図 9 再生可能エネルギー・太陽光発電の導入状況

④ 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

地球温暖化対策の推進に関する法律^(附)が一部改正され、2021年5月に成立しました。今回の改正では、①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設、②地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等が定められました。

また、地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされています。

地球温暖化対策推進法の一部改正（2021年5月成立）



主な改正点とそのポイント

①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を**基本理念として位置付け**。
- 政策の方向性や継続性を明確に示すことで、**あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

②地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体実行計画に、**施策の実施に関する目標を追加**するとともに、市町村は、**地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努める**こととする。
- 市町村から、**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、**関係法令の手續ワンストップ化等の特例**を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告を原則化**するとともに、開示請求の手續なしで公表される仕組みとする。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、**事業者向けの啓発・広報活動を追加**。
- 企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での**見える化を実現**するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

資料：地域の脱炭素の取組みについて（九州地方環境事務所環境対策課）

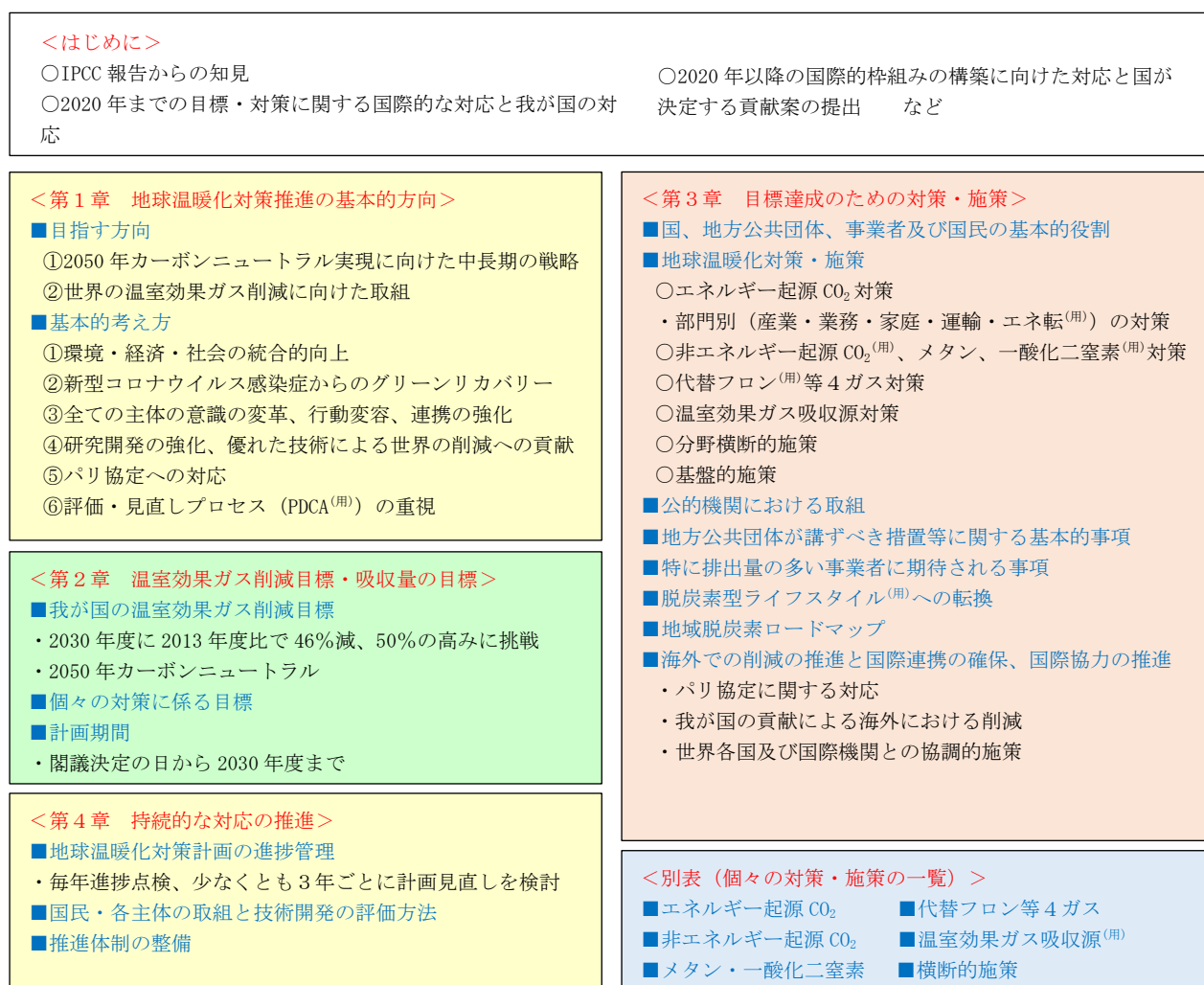
図 10 地球温暖化対策推進法の主な改正点とそのポイント

⑤ 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画（2021 年 10 月 22 日閣議決定）は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づいて策定する、地球温暖化に関する政府の総合計画です。日本は、2021 年 4 月に、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

今回改定された地球温暖化対策計画は、新たな削減目標を踏まえたもので、その裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画の全体構成を図 11 に示し、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安を表 3 に示します。



資料：地球温暖化対策計画をもとに作成

図 11 地球温暖化対策計画の全体構成

表 3 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安

単位：百万 t-CO₂

	2013 年度実績	2019 年度実績 (2013 年度比)	2030 年度の 目標・目安 (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,166 (▲17%)	760 (▲46%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)
産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)
業務その他部門 ^(用)	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)
運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)
エネルギー転換部門 ^(用)	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)
メタン (CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)
代替フロン等 4 ガス	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs) ^(用)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)
パーフルオロカーボン (PFCs) ^(用)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆) ^(用)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)
三ふっ化窒素 (NF ₃) ^(用)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9	▲47.7
二国間クレジット制度 (JCM) ^(用)	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。		

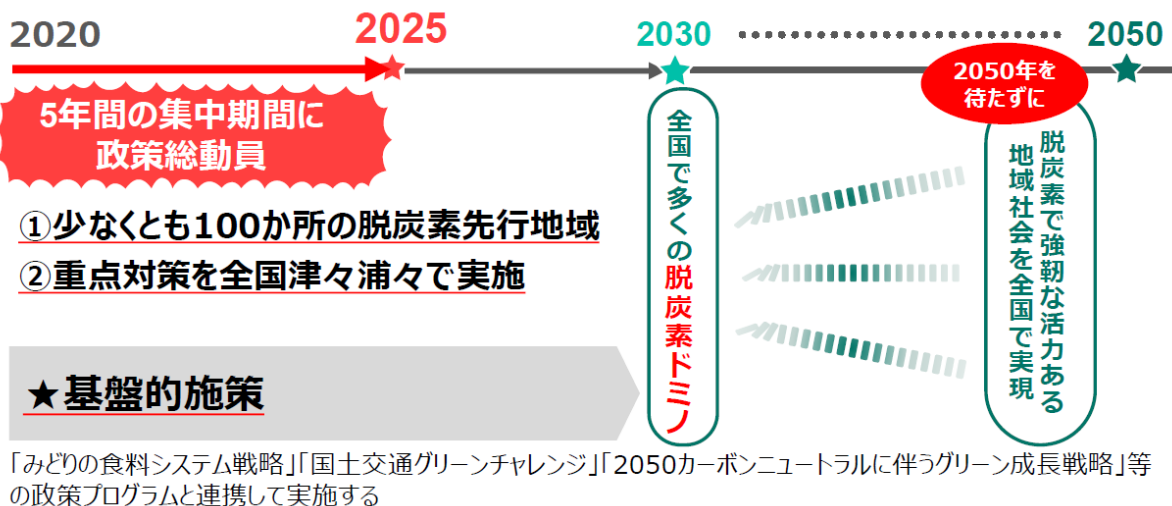
資料：地球温暖化対策計画（2021 年 10 月 22 日閣議決定）

⑥ 地域脱炭素ロードマップ

国・地方脱炭素実現会議は、2021年6月9日に「地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。ロードマップでは、①今後の5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援（ア 2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくる、イ 全国で重点対策を実行）、②3つの基盤的施策（ア 継続的・包括的支援、イ ライフスタイルイノベーション、ウ 制度改革）を実施、③モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（脱炭素ドミノ）が定められました。

2. 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ①2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ②全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



資料：地域脱炭素ロードマップ【概要】（国・地方脱炭素実現会議）

図 12 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

⑦ 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは、地域の再生可能エネルギーを最大限に活用して、2030年までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門等その他の温室効果ガス排出削減についても国の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

この脱炭素先行地域に、遠賀町を含む北九州都市圏域18市町※が2022（令和4）年4月26日に環境省から選定されました。北九州都市圏域18市町における主な取組は、以下のとおりです。

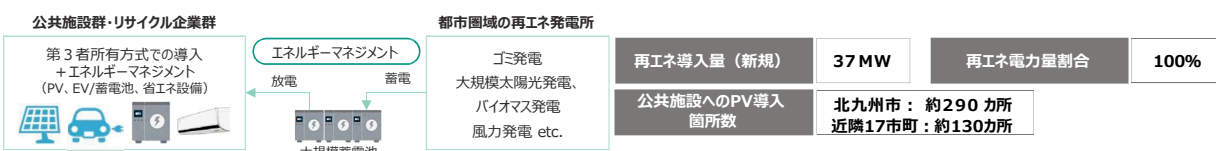
脱炭素先行地域における取組

民生部門電力の脱炭素化に関する取組

- 都市圏域の公共施設群及びエコタウンのリサイクル企業群において、サーキュラーエコノミーを活用した他地域へ横展開可能な低コスト型第3者所有モデルによるPV・EV/蓄電池の導入とともに、大規模蓄電池の活用も含めたエネルギー管理によって、再エネの最大導入・最適運用モデルを実現。（公共施設で国内最速を目指す。）

【特長】

- PV・EV/蓄電池の低コスト型第3者所有モデルによって、所有から利用へのビジネスモデルを通じて、初期コストゼロの導入と導入スピードの迅速化を図る。さらに、IoTを活用した維持管理による設備の長寿命化とトータルコストの低減を実現。
- エコタウン企業と自動車メーカー等と連携して、中古PVパネルやEVバッテリーのカスケード利用のシステムを構築し、さらなるコスト低減を実現。
- エコタウンへの大規模蓄電池導入による地域エネルギー管理及び公共施設群の一体的エネルギー管理により、特に九州地方の課題である出力制御の低減に資する再エネの有効利用を促進。



一体的に推進

民生部門電力以外の脱炭素化に関する取組

① PV・EV/蓄電池の低コスト型第3者所有モデルを活用した取組

- 中小企業等の脱炭素化と生産性向上支援
 - ・ 省エネ診断支援、再エネ・省エネ設備導入補助、ロボット・IoT等の活用による生産性向上支援等のパッケージ支援（北九州市）
- 快適で災害に強い魅力的な脱炭素まちづくりの推進
 - ・ 中心市街地の民間開発の誘導を図るリノベーション等（北九州市）、まちづくり計画と一体となった取組の推進
 - ・ 公用車への電動車導入（2030年度100%電動化）及び地元企業とのEVカーシェア（北九州市）
- 環境国際ビジネスの推進
 - ・ 環境省都市間連携事業を活用したベトナム・ハイフォン市のエコ工業団地の脱炭素化（北九州市）

② 脱炭素エネルギーの拠点化と新産業の創出

- 風力発電の導入と風力発電関連産業の総合拠点化（北九州市）
- 水素供給・利活用の推進（水素タウン実証・PR事業、CO₂フリー水素実証事業）（北九州市）
- 地域課題の解決に貢献するバイオマス利用と森林クレジットの活用による林業の活性化（北九州市）
- エコタウン企業等と連携したPV・EV/蓄電池のリユース・リサイクル産業の創出（北九州市）

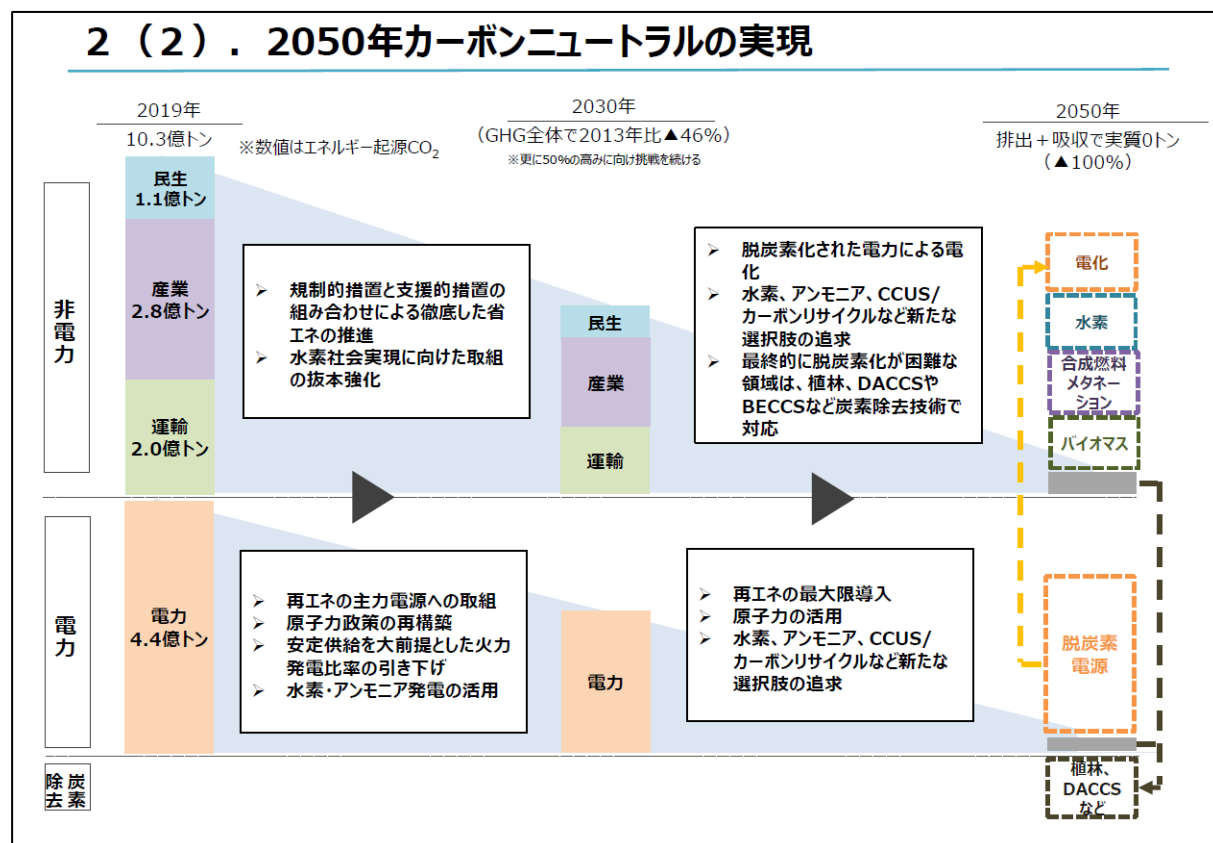
資料：脱炭素先行地域提案概要（北九州市）をもとに作成

図 13 脱炭素先行地域提案概要（北九州都市圏域18市町※）

※北九州都市圏域18市町：北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

⑧ 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

2021 年 6 月 18 日に経済産業省が中心となり、関係省庁と連携して「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される 14 の重要分野について実行計画を策定し、国が掲げた高い目標の実現を目指す企業の前向きな挑戦を後押しするため、あらゆる政策を総動員しています。



資料：2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（内閣官房、経済産業省他）

図 14 2050 年カーボンニュートラルの実現

⑨ 第6次エネルギー基本計画

2021年10月22日、第6次エネルギー基本計画が閣議決定されました。本計画は、2002年6月に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、政府が策定するもので、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもので、次の2つの重要なテーマを掲げています。

- ①2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021年4月表明）の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示す。
- ②日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服のために、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）^{（用）}に向けた取組を進める。

第6次エネルギー基本計画 目次

はじめに

- ～気候変動問題への対応～
- ～日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服～
- ～第6次エネルギー基本計画の構造と2050年目標と2030年度目標の関係～

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の歩み

- （1）福島復興はエネルギー政策を進める上での原点
- （2）今後の福島復興への取組

2. 第五次エネルギー基本計画策定時からの情勢の変化

- （1）脱炭素化に向けた世界的潮流
- （2）気候変動問題以外のエネルギーに関係する情勢変化

3. エネルギー政策の基本的視点(S+3E)の確認

- （1）あらゆる前提としての安全性の確保
- （2）エネルギーの安定供給の確保と強靱化
- （3）気候変動や周辺環境との調和など環境適合性の確保
- （4）エネルギー全体の経済効率性の確保

4. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応

- （1）2050年カーボンニュートラル時代のエネルギー需給構造
- （2）複数シナリオの重要性
- （3）電力部門に求められる取組
- （4）産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

- （1）現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け
- （2）2030年に向けたエネルギー政策の基本的考え方
- （3）需要サイドの徹底した省エネルギーと供給サイドの脱炭素化を踏まえた電化・水素化等による非化石エネルギーの導入拡大
- （4）蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化
- （5）再生可能エネルギーの主力電源への取組
- （6）原子力政策の再構築
- （7）火力発電の今後の在り方
- （8）水素社会実現に向けた取組の抜本強化
- （9）エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進
- （10）化石燃料の供給体制の今後の在り方
- （11）エネルギーシステム改革の更なる推進
- （12）国際協調と国際競争
- （13）2030年度におけるエネルギー需給の見通し

6. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた産業・競争・イノベーション政策と一体となった戦略的な技術開発・社会実装等の推進

7. 国民各層とのコミュニケーションの充実

- （1）エネルギーに関する国民各層の理解の増進
- （2）政策立案プロセスの透明化と双方向的なコミュニケーションの充実

2

資料：エネルギー基本計画の概要（資源エネルギー庁）

図 15 第6次エネルギー基本計画の概要

【コラム】エネルギーミックスとは

電気をつくるためのエネルギー源には、石油・石炭・LNG（液化天然ガス）により得られる火力や、水力・太陽光・風力などの再生可能エネルギー、原子力など様々な種類があります。これらのエネルギー源には、安全性、環境への負荷、コスト、施設運用、供給安定性などの面で長所・短所があります。

エネルギーミックスとは、各エネルギー源の特性を踏まえた上で電気の安定供給を図るために、多様なエネルギー源を組み合わせることで電源構成を最適化することをいいます。

⑩ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2021年10月閣議決定）は、パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として策定されたもので、2050年カーボンニュートラルに向けた6つの視点（①利用可能な最良の科学に基づく政策運営、②経済と環境の好循環の実現、③労働力の公正な移行、④需要サイドの変革、⑤各分野・主体における迅速な取組、⑥世界への貢献）を示しています。

長期戦略の概要は、以下のとおりです。

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要①

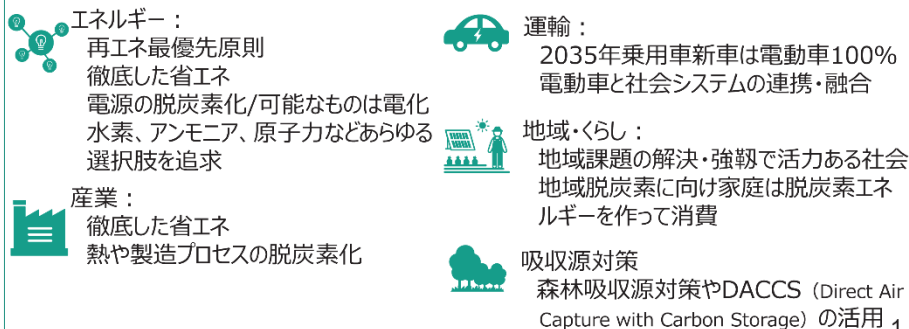
➤ パリ協定の規定に基づき策定

➤ 2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示す

＜基本的な考え方＞

地球温暖化対策は**経済成長の制約ではなく**、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と**力強い成長を生み出す、その鍵となるもの**。

＜各分野のビジョンと対策・施策の方向性＞



パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要②

分野を超えて重点的に取り組む横断的施策



2

資料：パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要（環境省）

図 16 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の概要

⑪ 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX※推進戦略）

2023年2月10日の「GX^(用)実現に向けた基本方針」の閣議決定、及び「GX推進法」・「GX脱炭素電源法」の成立によって、「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化されました。これらの政策を実行するため「GX推進法」に基づき、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）を定め、閣議決定が行われました。

気候変動問題への対応に加え、ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、国民生活及び経済活動の基盤となるエネルギー安定供給を確保するとともに、経済成長を同時に実現するため、主に以下2点の取組を進めることとされています。

■GX推進戦略の主な内容

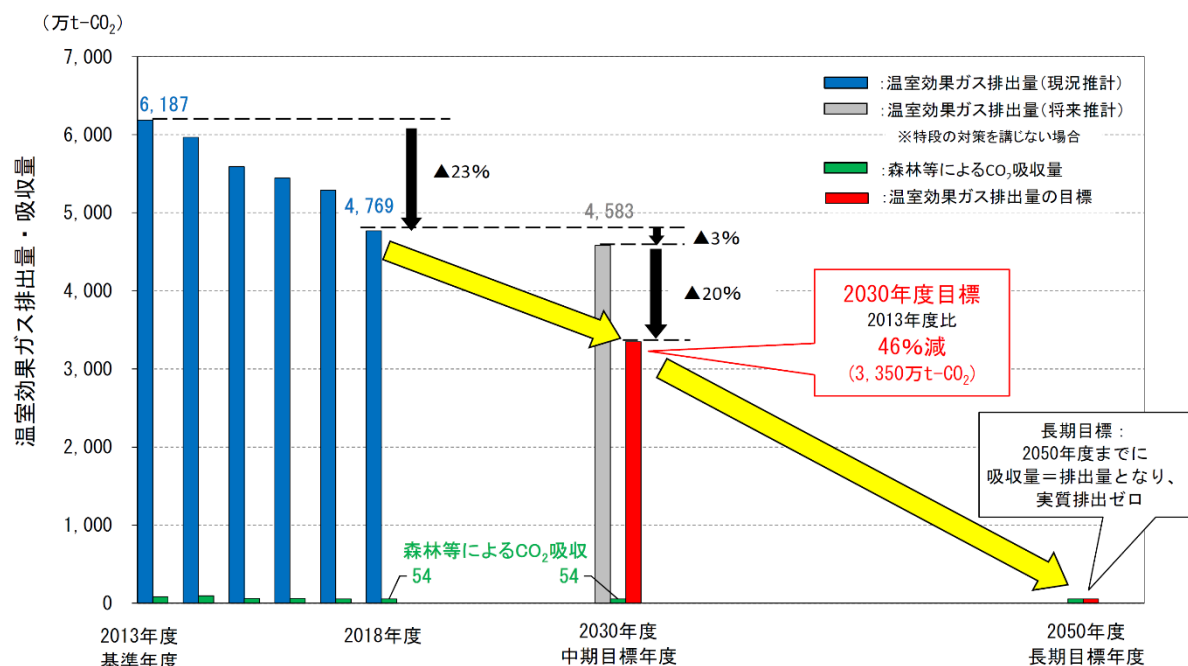
- エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換などGXに向けた脱炭素の取り組みを進めること。
- GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うこと。

※GX（グリーントランスフォーメーション）とは、化石燃料^(用)をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のことです。

3) 福岡県の動向

① 福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）

福岡県は、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、2022年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定しました。この計画では、長期目標として、2050年度に福岡県の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すとともに、2030年度における福岡県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する目標を定め、特に重要な取組の方向性を示しています。



資料：福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）

図 17 福岡県の温室効果ガス削減目標（イメージ）

表 4 部門別の目標と主な緩和策の取組

部門	目標	主な緩和策の取組
エネルギー等	2026年度の再生可能エネルギー発電設備導入容量を、405万kW（2020年度比で約50%増）とする。	- 洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限の導入の促進 - カーボンニュートラルポート（CNP）の形成 - 水素エネルギー利活用の推進 - 地域の脱炭素化
家庭	2030年度における1世帯当たりの二酸化炭素排出量を、2013年度比で、69%削減する。	- 省エネ住宅の普及促進（ZEH^(用)、省エネ改修） - 省エネルギー^(用)機器等の導入 - 省エネルギー型ライフスタイルへの転換
業務（オフィス、商業施設等）	2030年度における事業所の床面積当たりの二酸化炭素排出量を、2013年度比で、60%削減する。	- 建築物の省エネルギー対策の促進（ZEB^(用)） - 省エネルギー設備の導入促進 - 省エネルギー型ビジネススタイルへの転換 - 地方公共団体における率先的取組（地方公共団体実行計画の支援等）
運輸	2030年度における使用自動車1台当たりの二酸化炭素排出量を、2013年度比で、37%削減する。	- 電動車の普及促進 - 充電インフラ設置の促進 - 地域公共交通及び自転車の利活用促進

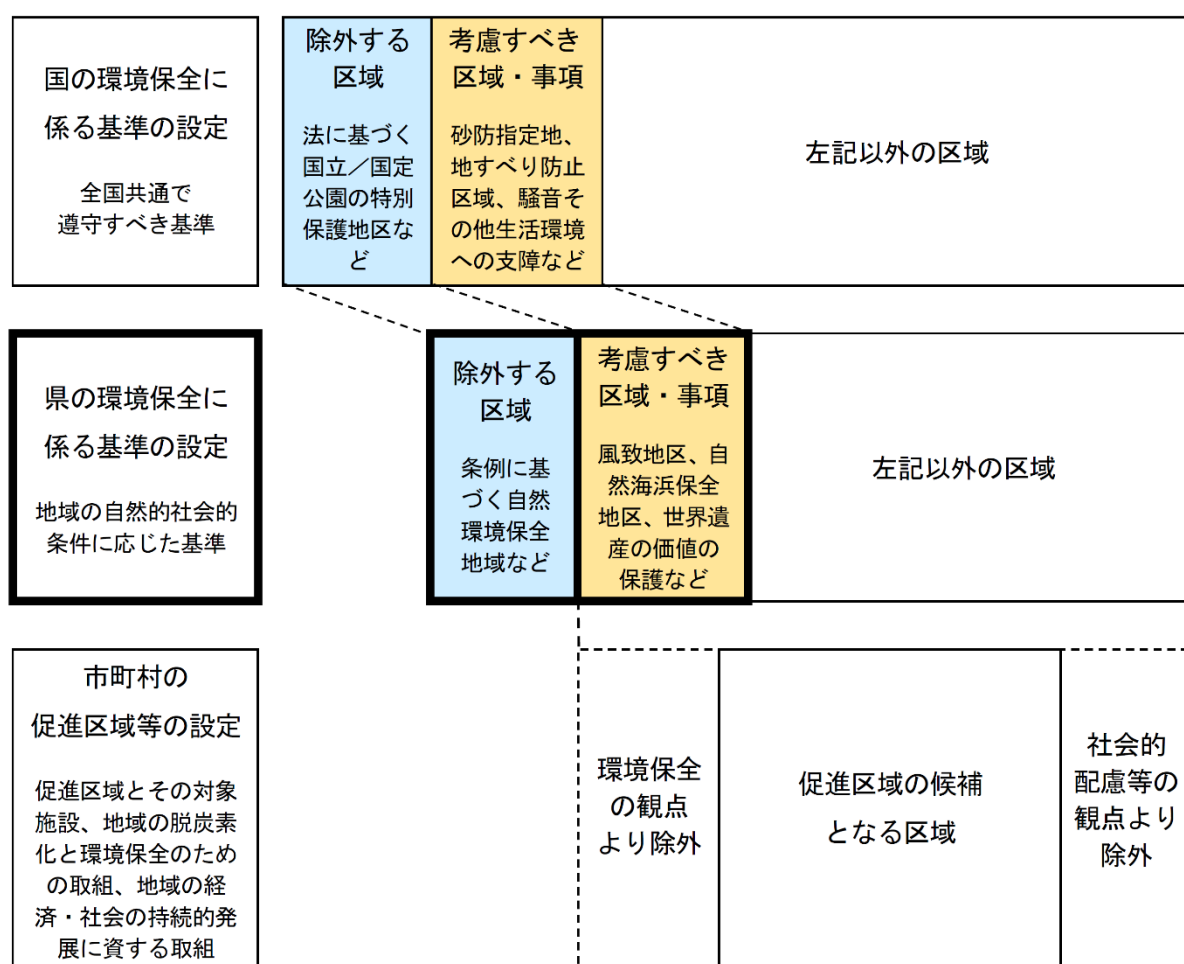
部門	目標	主な緩和策の取組
廃棄物	2025 年度における一般廃棄物の総排出量を、2018 年度比で 5 % 削減する。	・県民や事業者の 3 R の取組促進（ふくおかプラごみ削減協力店の運用、ふくおかプラごみ削減キャンペーン、3 R の達人など） ・食品ロスの削減（食品ロス削減県民運動協力店、フードバンク活動など） ・廃棄物再資源化の技術支援、リサイクル製品の認定など
産業 （製造業、建設業・鉱業、農林水産業）	—	・エネルギー消費量の削減と脱炭素経営の促進 ・農家への省エネルギー設備の助成 ・「食育・地産地消県民運動」の推進

資料：福岡県地球温暖化対策実行計画（第 2 次）【概要版】

② 福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）別冊 促進区域の設定に関する福岡県基準

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）を推進するための計画・認定制度が創設されたことを受けて、福岡県は、「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」に掲げる太陽光発電や風力発電など、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入を目指し、市町村が環境保全に係る影響を検討し、再生可能エネルギーの分布状況や設置形態等を考慮して、促進区域を円滑に設定できるよう、促進区域に関する福岡県基準を定めました。

福岡県基準は、太陽光発電、風力発電、バイオマス^(用)発電（バイオマスの専焼に限る）を対象としており、①促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外する区域）、②促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項（考慮すべき区域・事項）、③地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例、④地域の脱炭素化のための取組の例、⑤地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例を示しています。



資料：福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）別冊 促進区域の設定に関する福岡県基準

図 18 国・県基準と促進区域の関係

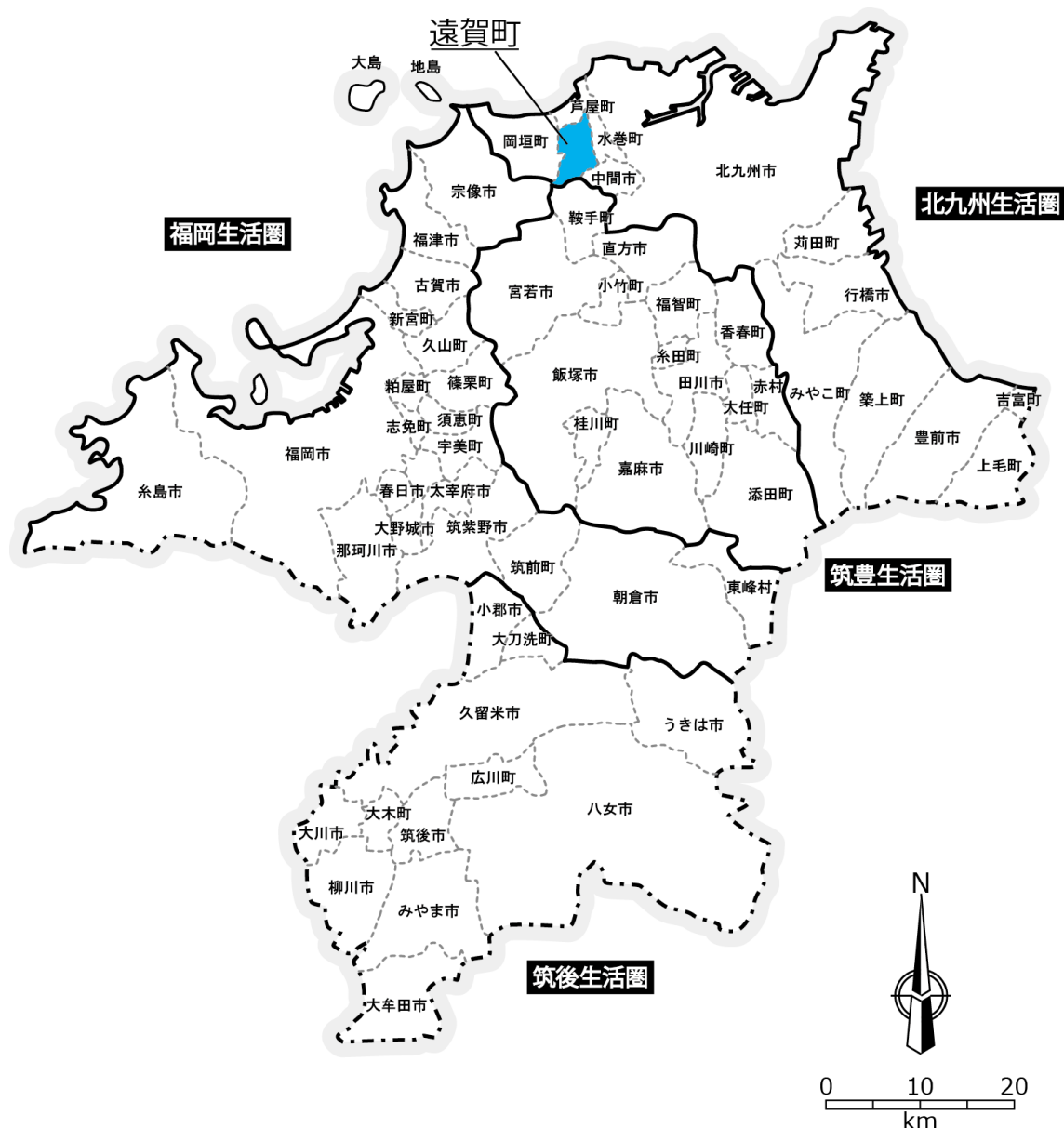
2. 地域の特徴

(1) 自然条件

1) 位置・地勢

遠賀町（以降、本町とします。）は福岡県の北部に位置し、霊峰英彦山を源流に持つ遠賀川の下流にあります。

北は芦屋町、東は遠賀川を挟んで水巻町、西は岡垣町、南は中間市及び鞍手町と接しており、北九州都市圏に属する遠賀郡の中心に位置します。東西に約 5 km、南北に約 9 km、総面積 22.15 km²の広がりを持っています。



資料：第2次遠賀町環境基本計画

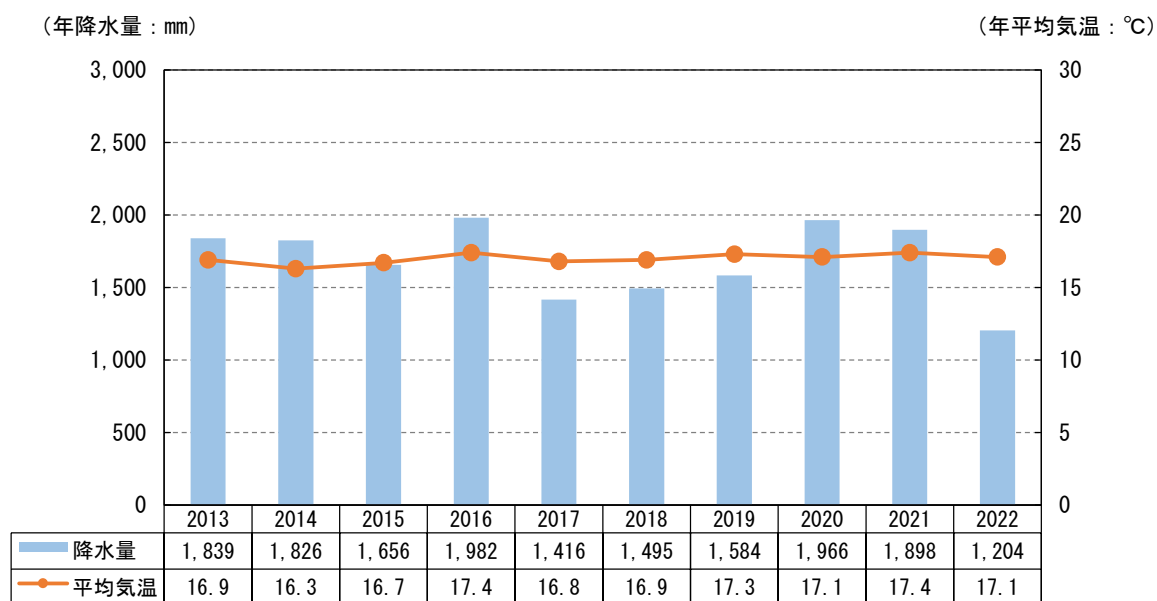
図 19 本町の位置

2) 気象条件

① 気温、降水量

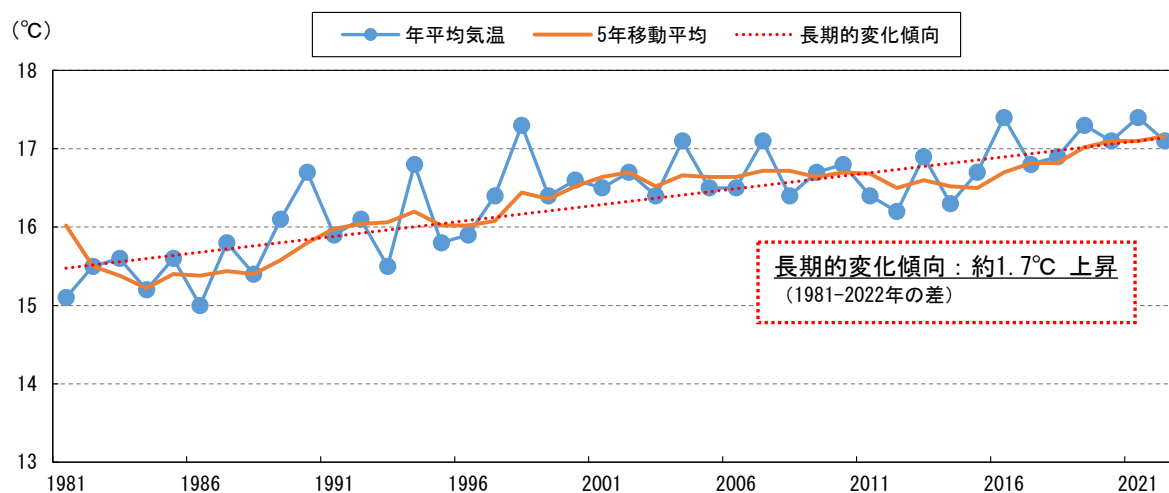
町内に気象観測所はありませんが、最寄りの気象観測所に北九州市八幡西区の八幡地域気象観測所があります。八幡地域気象観測所の過去10年間の年平均気温は、16.3℃から17.4℃の間で推移しており、年降水量は、1,204mmから1,982mmの間で推移しています。

また、年平均気温の長期変化傾向をみると、1981年から2022年までの間に約1.7℃上昇しています。



資料：気象庁ホームページ

図 20 過去10年間の年平均気温と年降水量の推移（八幡地域気象観測所）

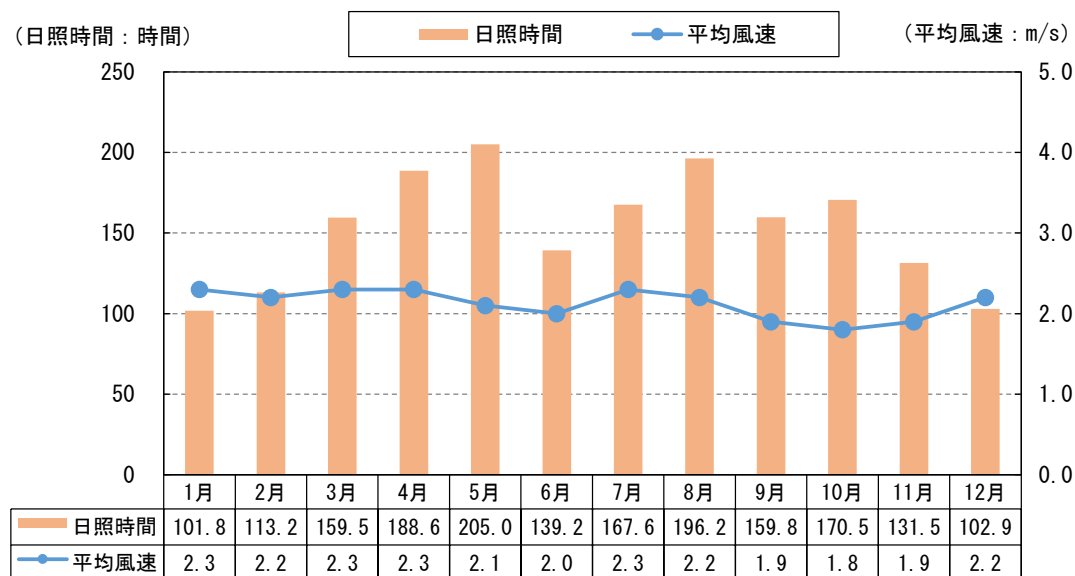


資料：気象庁ホームページ

図 21 年平均気温の長期的変化傾向（八幡地域気象観測所）

② 風況、日照条件

八幡地域気象観測所のデータによると、平均風速の平年値は、1.8～2.3m/s で推移しています。日照時間の平年値は、月によって多少変動がありますが、平均すると約 153 時間で推移しています。



資料：気象庁ホームページ

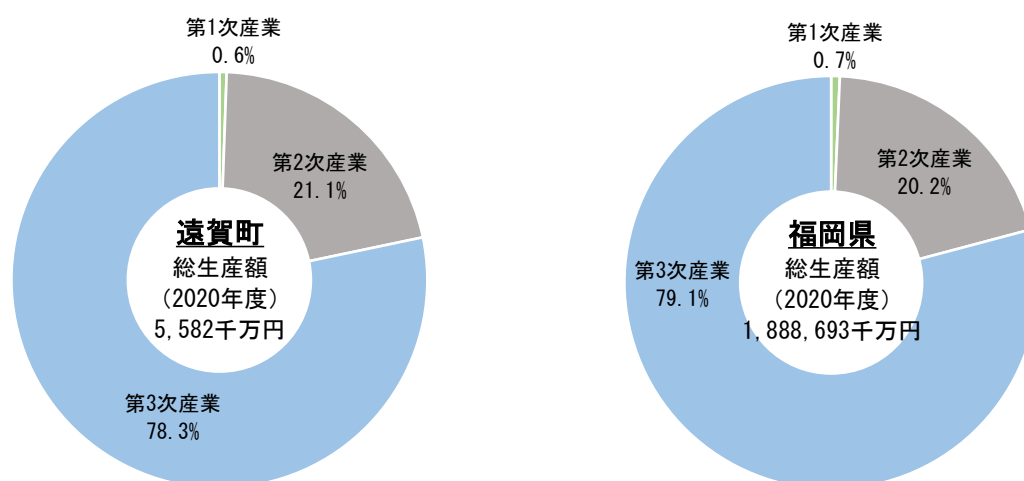
図 22 平均風速と日照時間の平年値の推移（八幡地域気象観測所）

(2) 経済条件

1) 産業構造

本町の2020年度の総生産額は福岡県の総生産額の約0.3%の規模であり、産業別の割合を見ると第3次産業が78.3%と大部分を占めています。

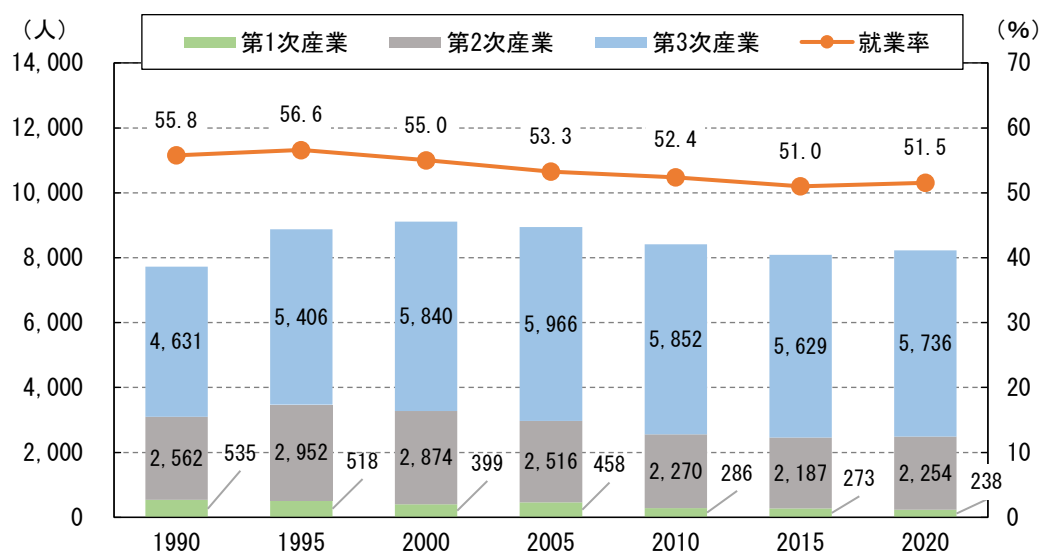
2020年の産業大分類別就業者数は、第3次産業の割合が全体の約70%を占めており、第2次産業が約27%、第1次産業が約3%となっています。2010年から2015年にかけて第2次産業の就業者数が大幅に増加していますが、近年はどの指標も概ね横ばいに推移しています。



資料：福岡県市町村民経済計算

注) 市町村民経済計算における総生産額は、市町村内で生産された財貨・サービスの売上高を貨幣評価した産出額から、原材料、光熱水費などの経費（中間投入額）を控除したものです。

図 23 産業大分類別総生産額の割合

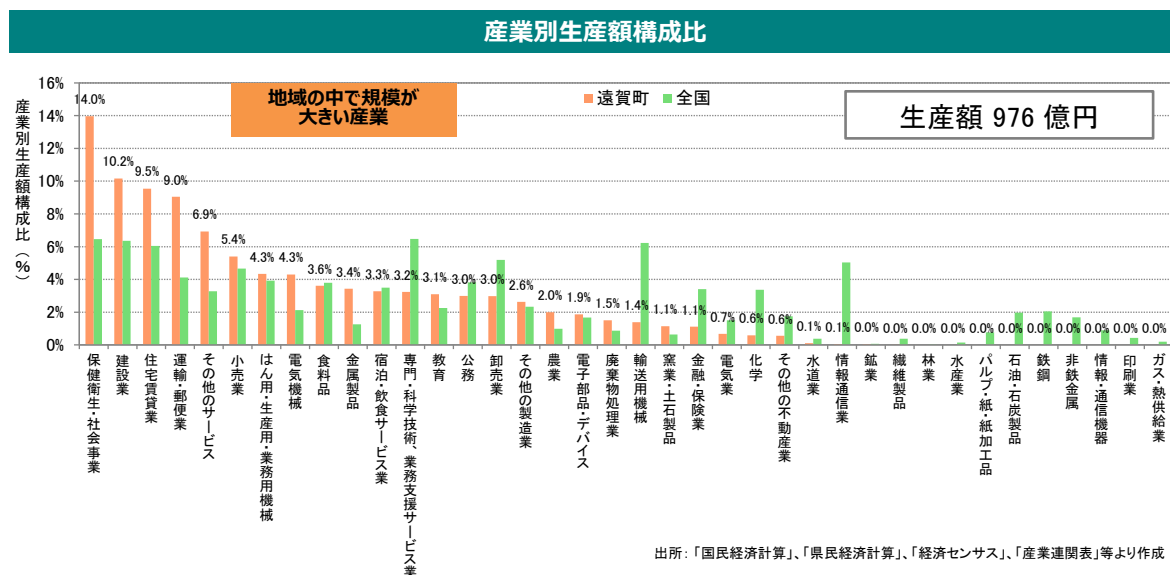


資料：国勢調査（総務省統計局）

図 24 産業大分類別就業者数の推移

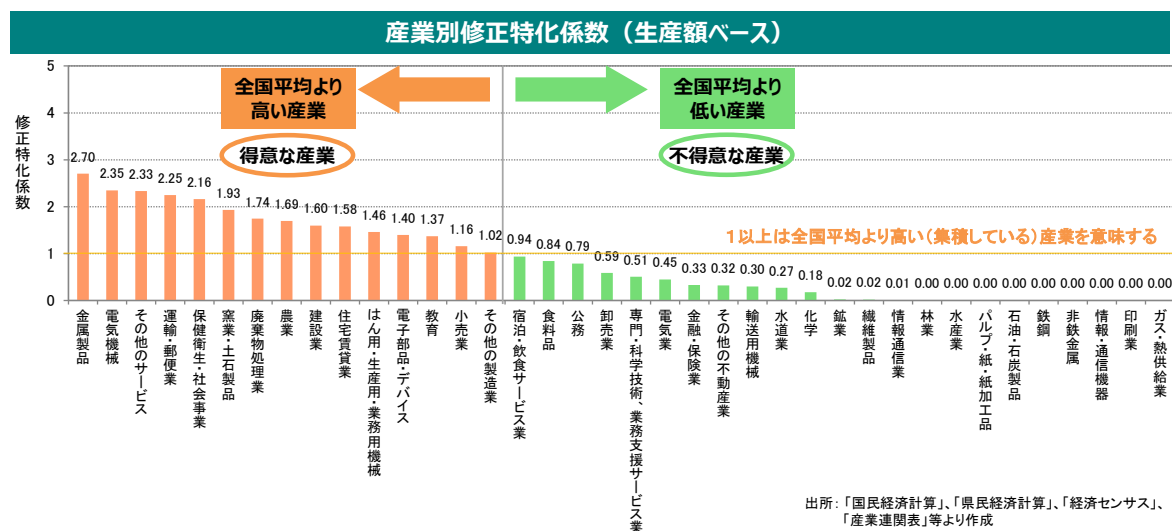
本町の 2018（平成 30）年の産業別生産額構成比をみると、生産額が最も大きい産業は保健衛生・社会事業（14.0%）となっており、全国と比べると約 2 倍も上回っています。

また、産業別修正特化係数※をみると、全国平均と比較して金属製品、電気機械、その他のサービス、運輸・郵便業、保健衛生・社会事業、窯業・土石製品等が高くなっており、地域の中で得意な産業となっています。



資料：遠賀町の地域経済循環分析【2018 年版】（環境省、株式会社価値総合研究所）
 注）地域経済循環分析における生産額は、企業がサービスや商品を提供することにより稼いだ売上金の総額を示します。

図 25 遠賀町の産業別生産額（売上額）構成比



資料：遠賀町の地域経済循環分析【2018 年版】（環境省、株式会社価値総合研究所）

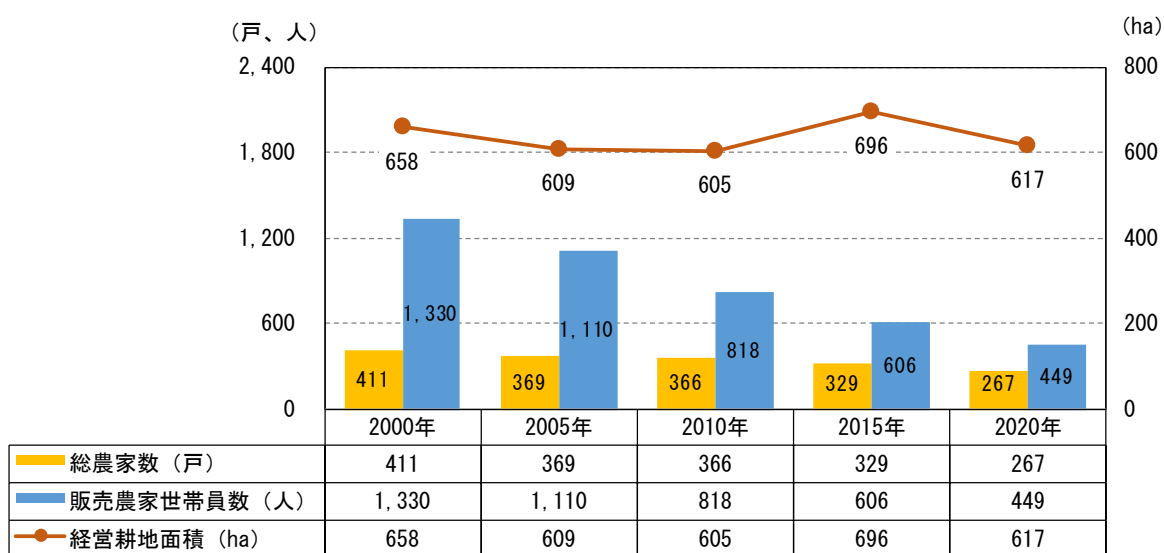
図 26 遠賀町の産業別修正特化係数※

※産業別修正特化係数とは、生産額の産業別構成比が全国平均と比較して高いか否かを示す指標で、地域の得意な産業を示します。

2) 農業

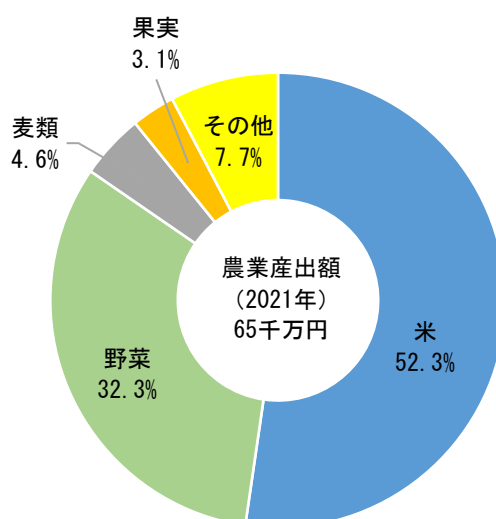
本町の2020（令和2）年の販売農家の総農家数は267戸、世帯員数は449人、経営耕地総面積は617haとなっています。経年変化をみると、2000（平成12）年から総農家数、販売農家世帯員数はいずれも減少傾向にあります。経営耕地総面積は増減を繰り返しながら横ばい傾向で推移しています。

農業産出額をみると、主な販売品目は米や野菜となっており、そのうち米は約52%を占めています。



資料：農林業センサス（農林水産省）

図 27 総農家数、販売農家世帯員数、経営耕地面積の推移

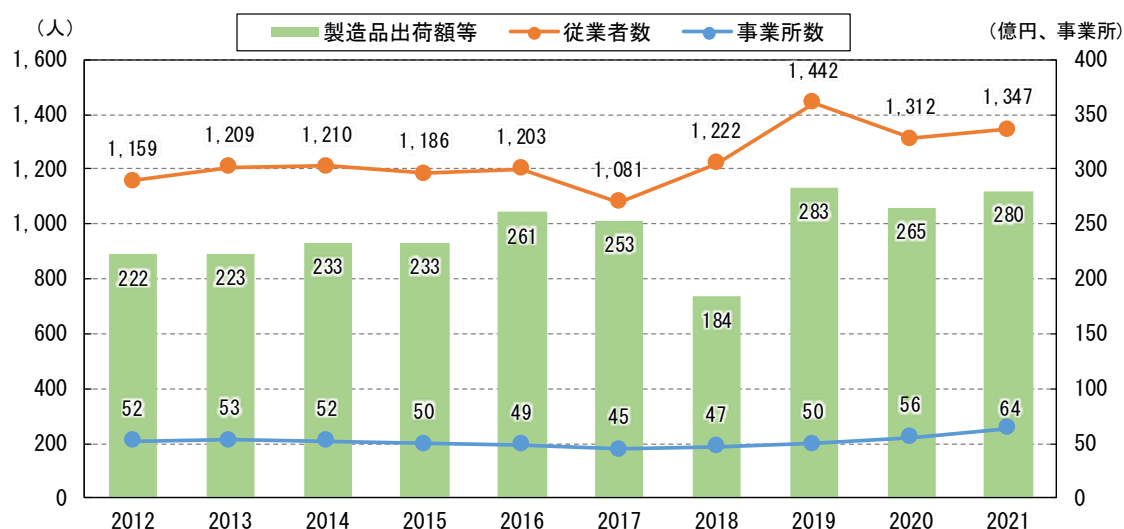


資料：令和3年市町村別農業産出額 推計（農林水産省）

図 28 農業産出額の割合

3) 工業

2021（令和3）年の製造品出荷額等は280億円で、従業者数は1,347人、事業所数は64事業所となっています。2018（平成30）年以降、事業所数が増加しており、これに伴い年変動はあるものの、製造品出荷額等と従業者数のどちらも緩やかな増加傾向にあります。

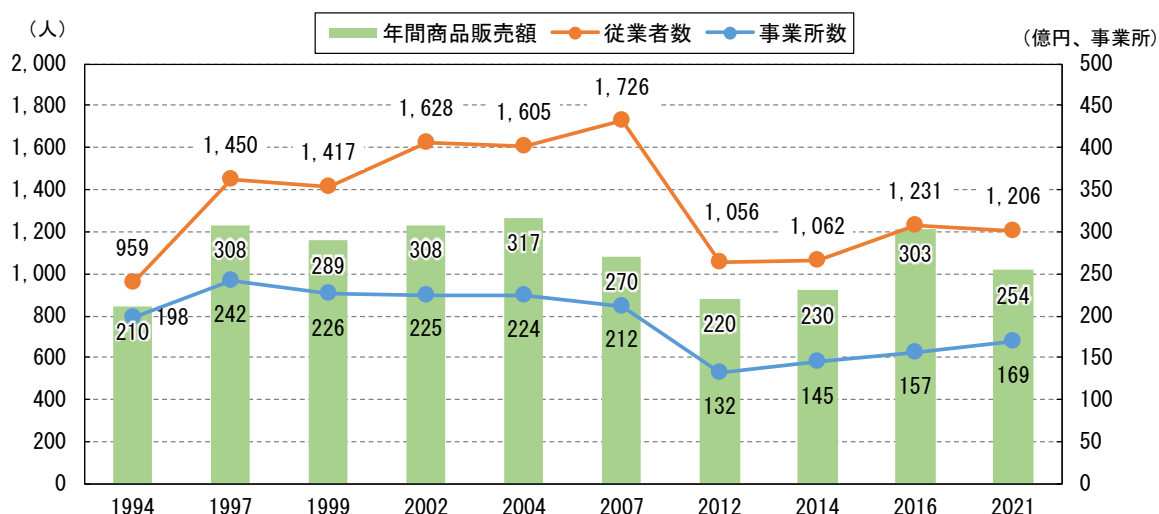


資料：工業統計調査、経済センサス活動調査、経済構造実態調査（総務省統計局）

図 29 製造品出荷額等、従業者数、事業所数の推移

4) 商業

2021（令和3）年の年間商品販売額は254億円で、従業者数は1,206人、事業所数は169事業所となっています。2007年（平成19年）から2012（平成24）にかけて、いずれの指標も大きく減少しましたが、それ以降、事業所数は緩やかに増加し、年間商品販売額と従業者数も概ね増加傾向にあります。



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査（総務省統計局）

図 30 年間商品販売額、従業者数、事業所数の推移

5) 所得循環構造

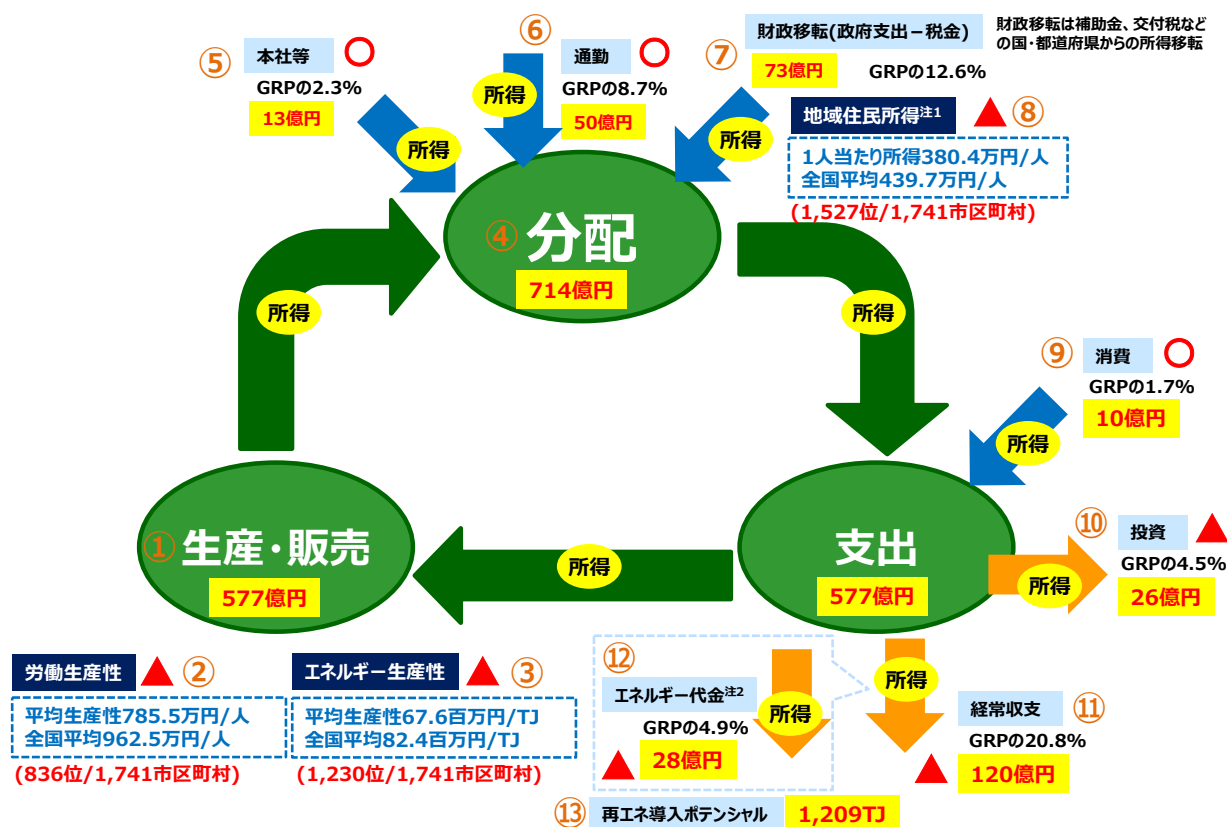
本町の 2018（平成 30）年の所得循環構造は、以下に示すとおりです。

表 5 本町の所得循環構造

生産・販売	- 本町の総生産額（付加価値額）は 577 億円である。最も稼いでいる産業は、保健衛生社会事業であり、次いで建設業、住宅賃貸業である。 - 労働生産性^{※1}は 785.5 万円/人と全国平均よりも低く、エネルギー生産性^{※2}は 67.6 百万円/TJ と全国平均よりも低い。
分配	- 本町の分配は 714 億円であり、総生産（577 億円）よりも大きい。 - 本社等への資金として 13 億円が流入しており、財政移転（国や県からの補助金、交付金等）は、73 億円が流入している。 - 通勤に伴う所得として 50 億円が流入している。これは、地域外に通勤している地域住民雇用者が居住地（本町）に持ち帰る雇用所得が 50 億円に相当するということだが、その分の労働力は地域外に流出している。 1 人当たり所得は 380.4 万円/人と全国平均よりも低い。
支出	- 本町では、買物や観光等で消費が 10 億円流入しており、投資は 26 億円流出している。 - 経常収支^{※3}では、120 億円の流出となっている。本町では、運輸・郵便業、保健衛生・社会事業、その他のサービス等が地域外にモノ・サービスを多く販売して所得を獲得している。一方で、情報通信業、化学、金融・保険業等は地域外からモノ・サービスを購入している。

※1 従業者 1 人当たりの付加価値額（生産額）。 ※2 エネルギー消費 1 単位当たりの付加価値。

※3 地域間でモノ・サービスの取引を行った際の収入と支出の関係。



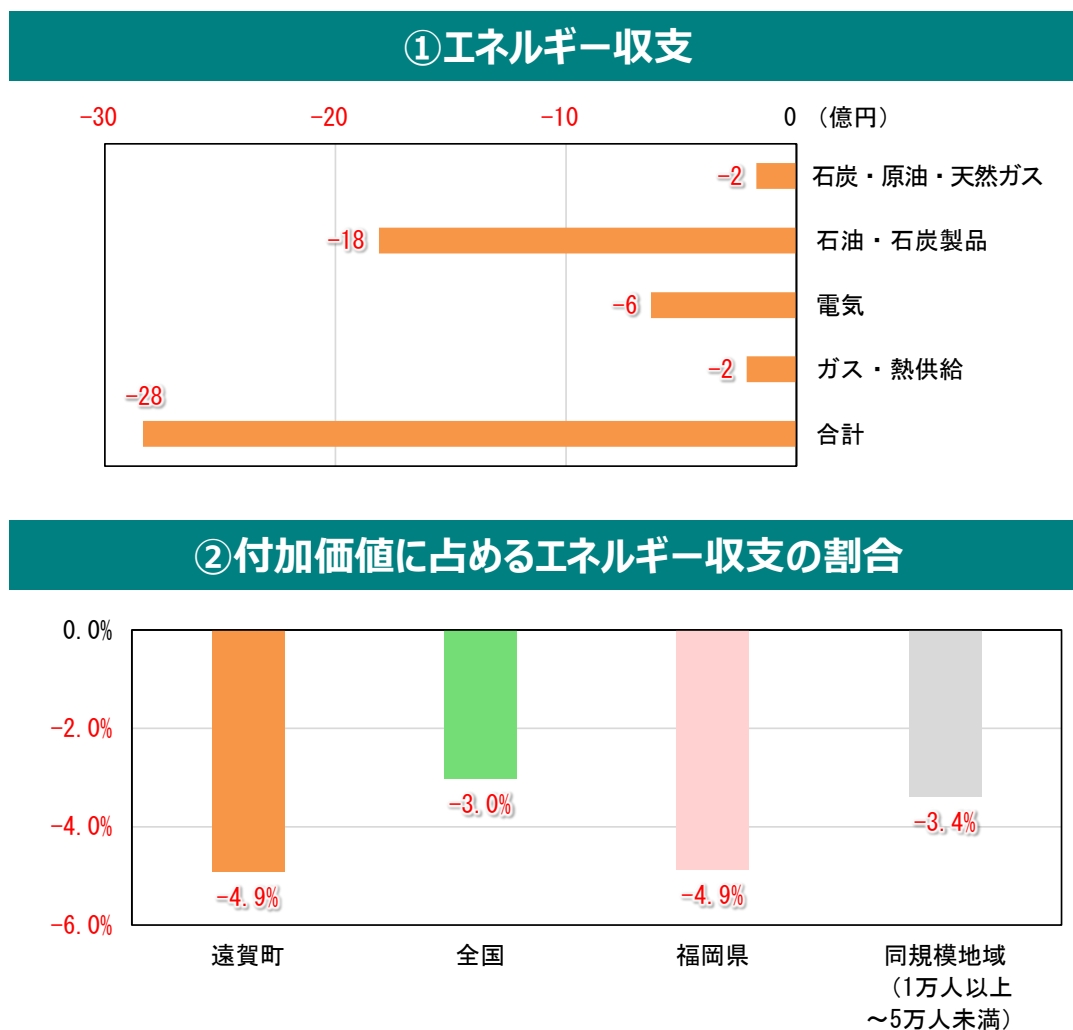
資料：遠賀町の地域経済循環分析【2018 年版】（環境省、株式会社価値総合研究所）

図 31 本町の所得循環構造

6) エネルギー収支

本町のエネルギー収支※をみると、すべてのエネルギー種別で赤字となっており合計で 28 億円のエネルギー代金が流出しています。特に「石油・石炭製品」の赤字が大きくなっています。

また、全国や同規模地域平均と比較してエネルギー代金の流出割合が高くなっており、地域でのエネルギー需要を地域内のエネルギー生産では賄いきれていないことが分かります。



資料：遠賀町の地域経済循環分析【2018年版】（環境省、株式会社価値総合研究所）

図 32 本町のエネルギー収支

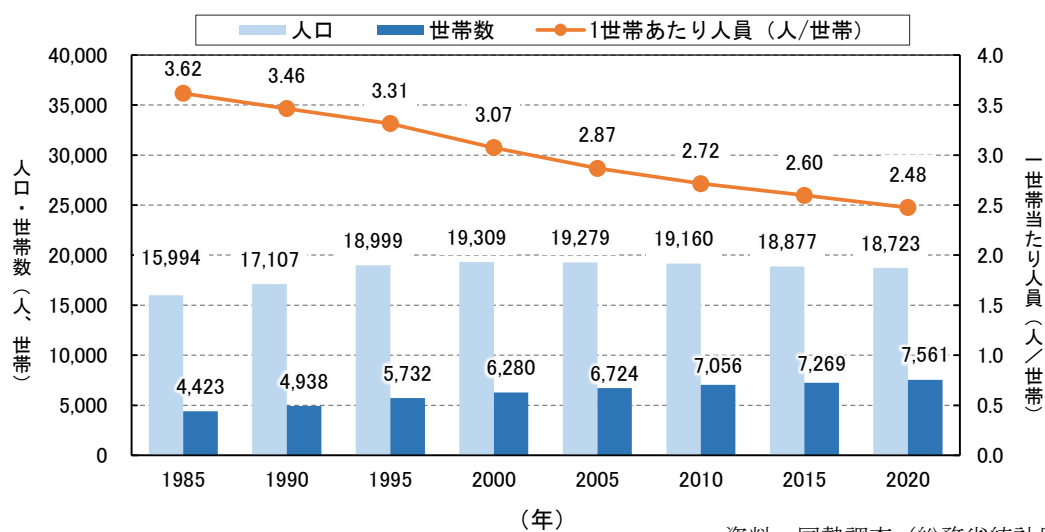
※エネルギー収支とは、「電力、ガス、石油・石炭製品（ガソリン、軽油等）などのエネルギーの域外への販売額」から「域外からの購入額」を差し引いた、エネルギーの取引に関する収支を示す指標です。

(3) 社会条件

1) 人口、世帯数

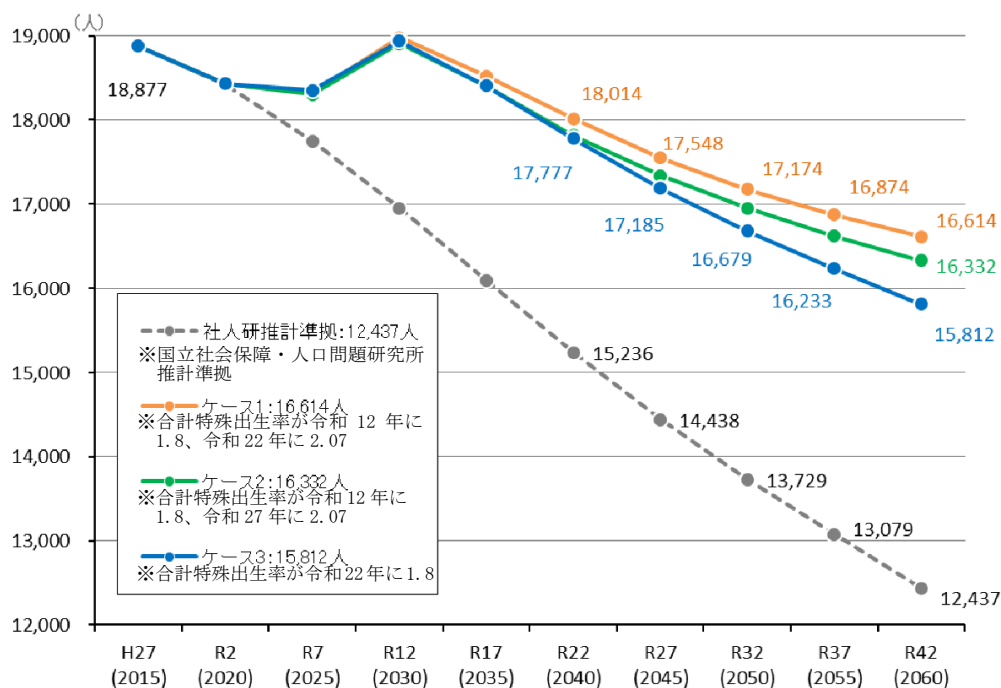
国勢調査によると、本町の人口は1985（昭和60）年から2000（平成12）年にかけて増加傾向にありましたが、2000（平成12）年の19,309人を境に緩やかに減少してきており、2020年の人口は18,723人となっています。今後も減少傾向が継続すると、2060年には12,437人まで減少すると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）推計準拠）。

「遠賀町人口ビジョン」では人口減少に歯止めをかけるため、出生率の上昇対策や転出の抑制、転入の促進等の人口減少対策などの自然増減、社会増減対策に総力を上げて取り組むこととし、2060年に人口13,000～16,000人を維持・確保することを目指しています。



資料：国勢調査（総務省統計局）

図 33 本町の人口と世帯数の推移



※合計特殊出生率1.8：福岡県「子育て等に関する県民意識調査」（2019.3）での県民の希望する子ども数に基づく出生率
 合計特殊出生率2.07：国の長期ビジョンで示された、人口が超長期で均衡する出生率
 ※2030年の人口増は本町の駅南開発によるものです。

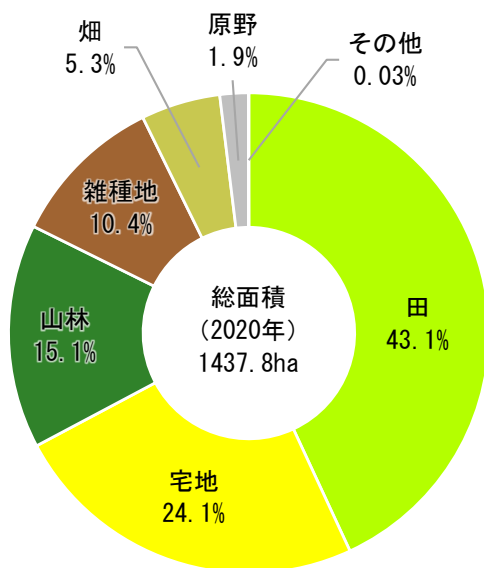
資料：遠賀町人口ビジョン

図 34 本町の人口の将来展望

2) 土地利用

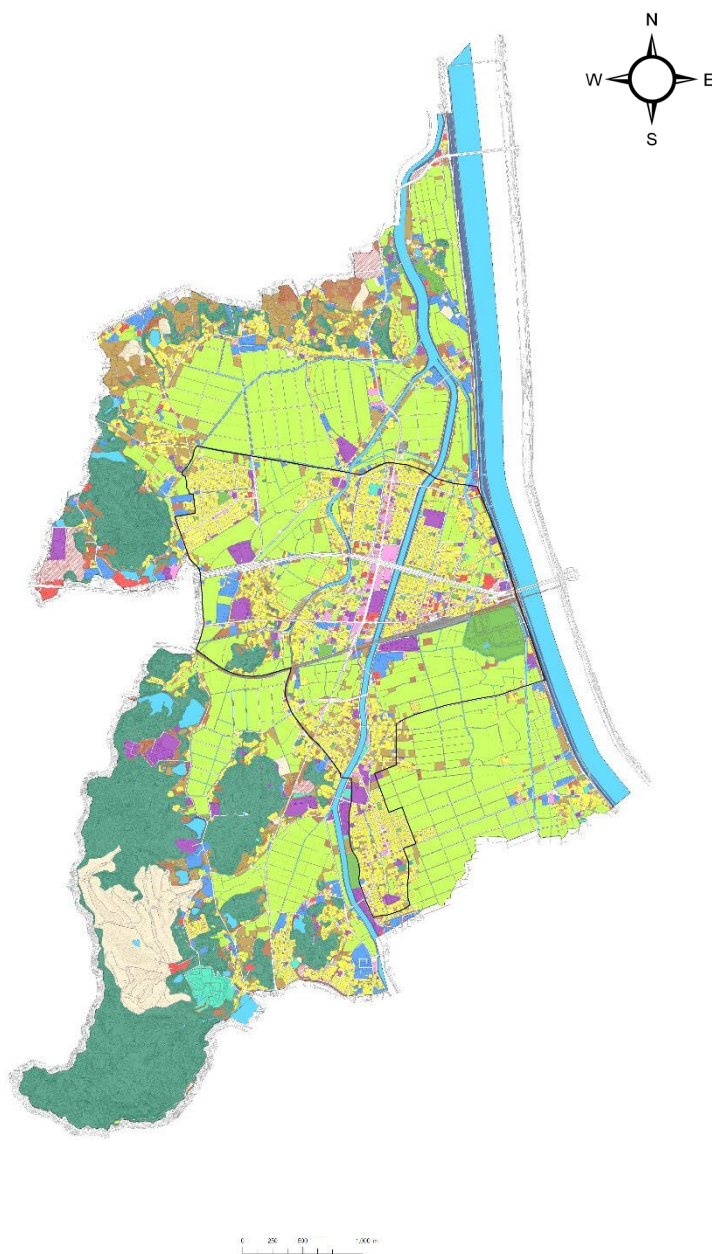
本町の地目別土地面積は、田の面積が全体の約 43%と最も大きく、次いで宅地が約 24%、山林が約 15%となっています。このうち、田、畑、山林などの自然的土地利用は約 6 割を占めます。

土地利用現況図をみると、西の町界の山林と東部の遠賀川に挟まれた低平地に農地（田、畑）が広がり、鉄道および道路沿線に市街地が点在しています。



資料：令和 2 年福岡県統計年鑑

図 35 地目別面積（民有地）



資料：町資料

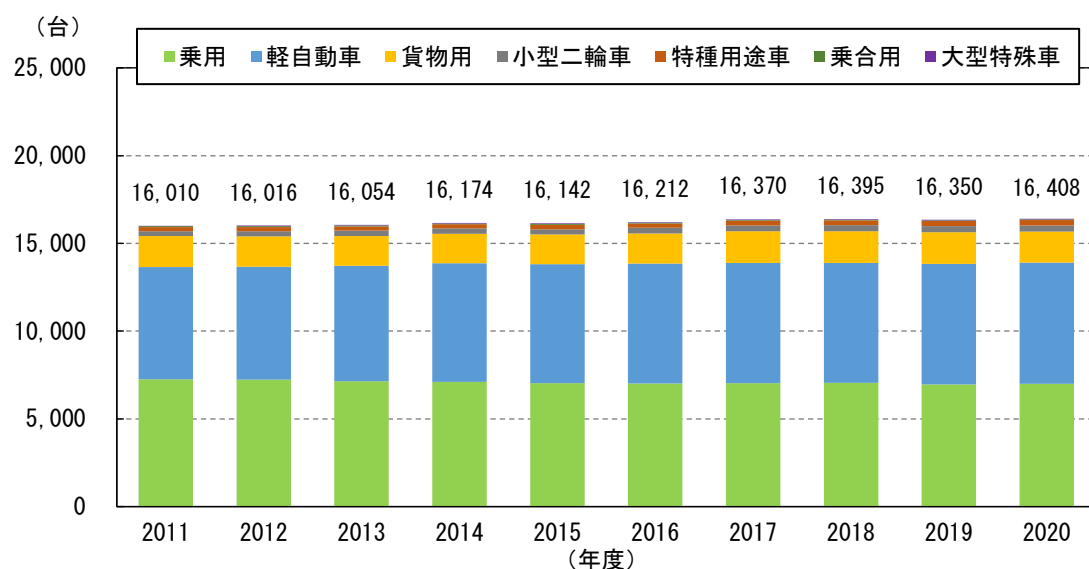
図 36 土地利用現況図

3) 交通

① 自動車

本町の自動車の保有台数は、2020（令和2）年度において16,408台であり、2011（平成23）年度から2020（令和2）年度にかけて微増（2011年に比べて398台増加）しています。

車種別の保有台数の割合はほとんどの年で一定であり、2020（令和2）年度では、軽自動車が約42%、乗用車が約43%と、両車種が全体の約85%を占めています。



資料：平成23年版～令和2年版 福岡県統計年鑑

図 37 年度別自動車保有台数

表 6 年度別自動車保有台数（内訳）

単位：台

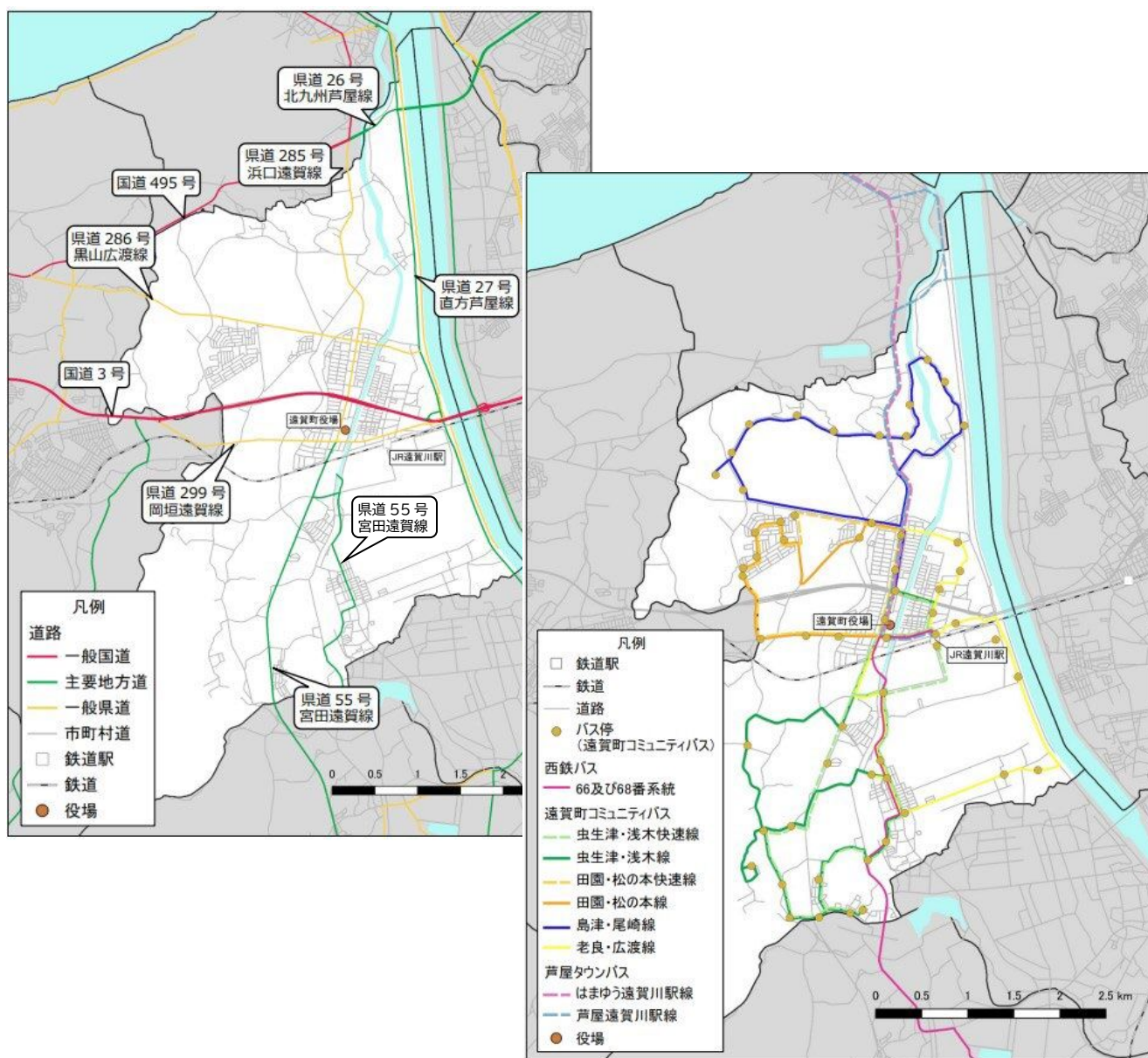
年度	総数	乗用	軽自動車	貨物用	小型二輪車	特種用途車	乗合用	大型特殊車
2011	16,010	7,258	6,388	1,769	272	249	42	32
2012	16,016	7,243	6,436	1,726	287	246	44	34
2013	16,054	7,137	6,587	1,704	303	243	44	36
2014	16,174	7,103	6,759	1,683	310	238	45	36
2015	16,142	7,040	6,772	1,692	308	247	46	37
2016	16,212	7,021	6,831	1,708	325	246	44	37
2017	16,370	7,036	6,854	1,812	320	265	44	39
2018	16,395	7,049	6,843	1,805	335	275	47	41
2019	16,350	6,963	6,877	1,804	335	289	44	38
2020	16,408	6,993	6,915	1,766	355	295	45	39

資料：平成23年版～令和2年版 福岡県統計年鑑

② 公共交通の状況

本町の道路網は、東西方向は北九州市方面と福岡市方面を連絡する国道 3 号を軸に形成されており、本町の中央部を縦断する県道 55 号宮田遠賀線と県道 285 号浜口遠賀線により、北側の芦屋町、南側の鞍手町と結ばれています。また、本町の東部には、遠賀川の堤防上を県道 27 号直方芦屋線が整備されており、芦屋町方面と中間市方面を連絡しています。本町内に高速道路はなく、最寄りのインターチェンジは、九州自動車道の鞍手 IC です。

公共交通は北九州市や福岡市といった東西方向への移動を鉄道（JR 鹿児島本線）が担っており、南北方向は路線バス（西鉄バス）と芦屋タウンバスが運行しています。鉄道、路線バスを補う交通として遠賀町コミュニティバスが 6 ルート（うち 2 ルートは快速線）運行されています。



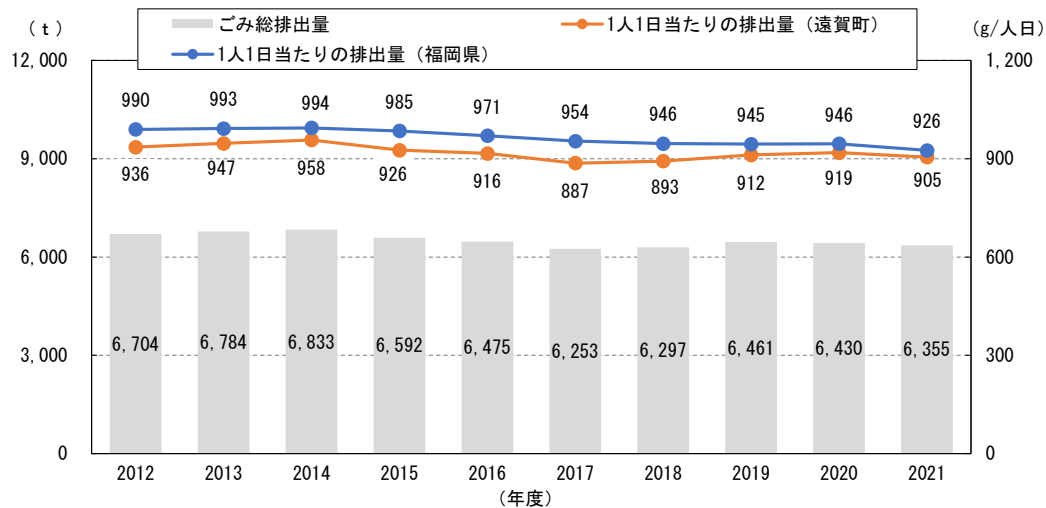
資料：遠賀町地域公共交通計画

図 38 本町の公共交通機関

4) 廃棄物

① ごみの排出量

本町の2021（令和3）年度のごみ総排出量は6,355tです。1人1日当たりの排出量は905g/人日で、福岡県平均の926g/人日よりも少なくなっています。

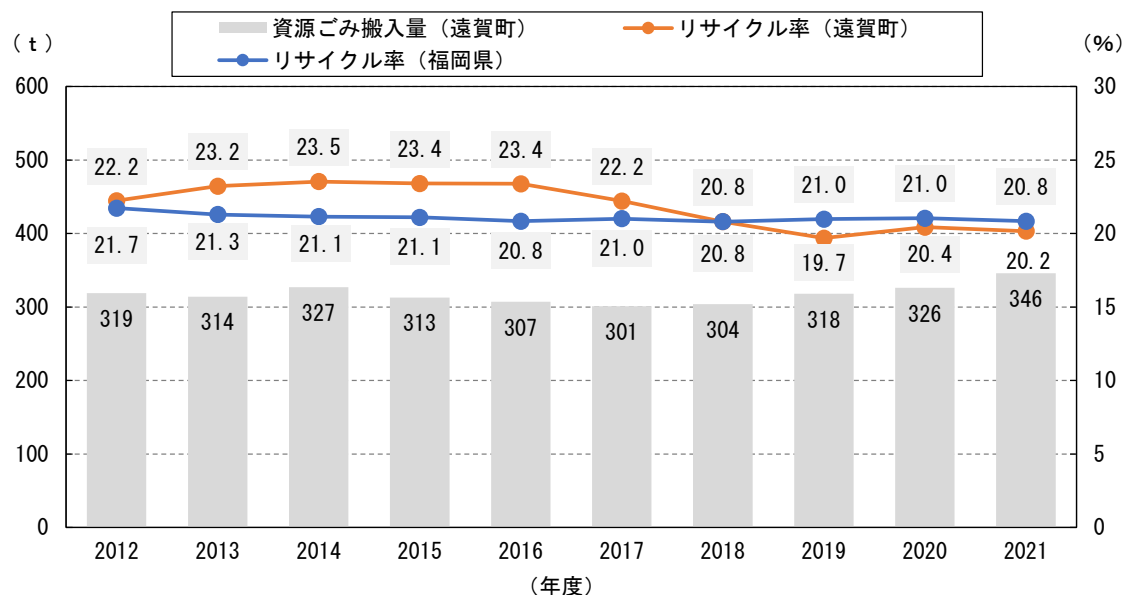


資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 39 ごみ総排出量と1人1日当たりの排出量の推移

② リサイクル率

2021（令和3）年度のリサイクル率は20.2%で、福岡県とほぼ同水準です。



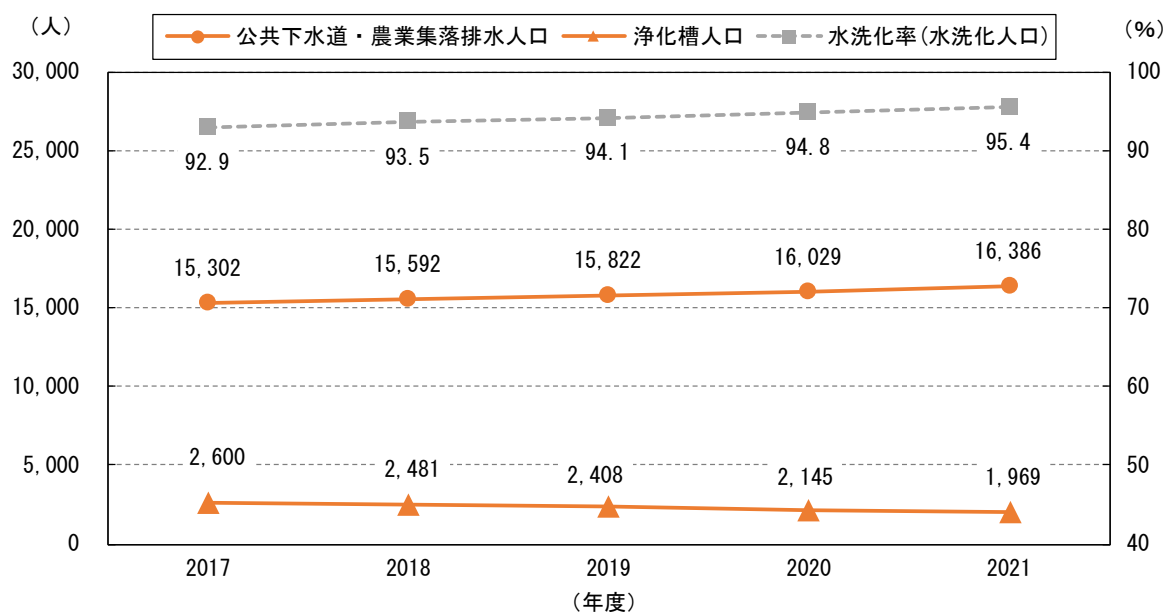
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 40 リサイクル率の推移

5) 下水道の整備状況

本町では、下水処理事業として公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業による汚水処理の普及を促進してきました。また経営の安定のため、農業集落排水施設である尾倉・若葉台地区を公共下水道に接続しました。残る2地区（遠賀北部地区、老良地区）についても今後計画的に公共下水道へ接続することとしています。

2021（令和3）年度では、公共下水道・農業集落排水人口は16,386人、浄化槽人口は1,969人となっており、水洗化率は95.4%（水洗化人口18,355人）となっています。



資料：町内調べ

図 41 水洗化人口の推移

3. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

「遠賀町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく法定計画であり、第6次遠賀町総合計画や第2次遠賀町環境基本計画等の関連計画と連携を図りつつ、本町の特性に応じて住民、団体等、事業者と行政が協力して地球温暖化対策に取り組むための計画です。なお、今期計画では促進区域※の設定は行いません。

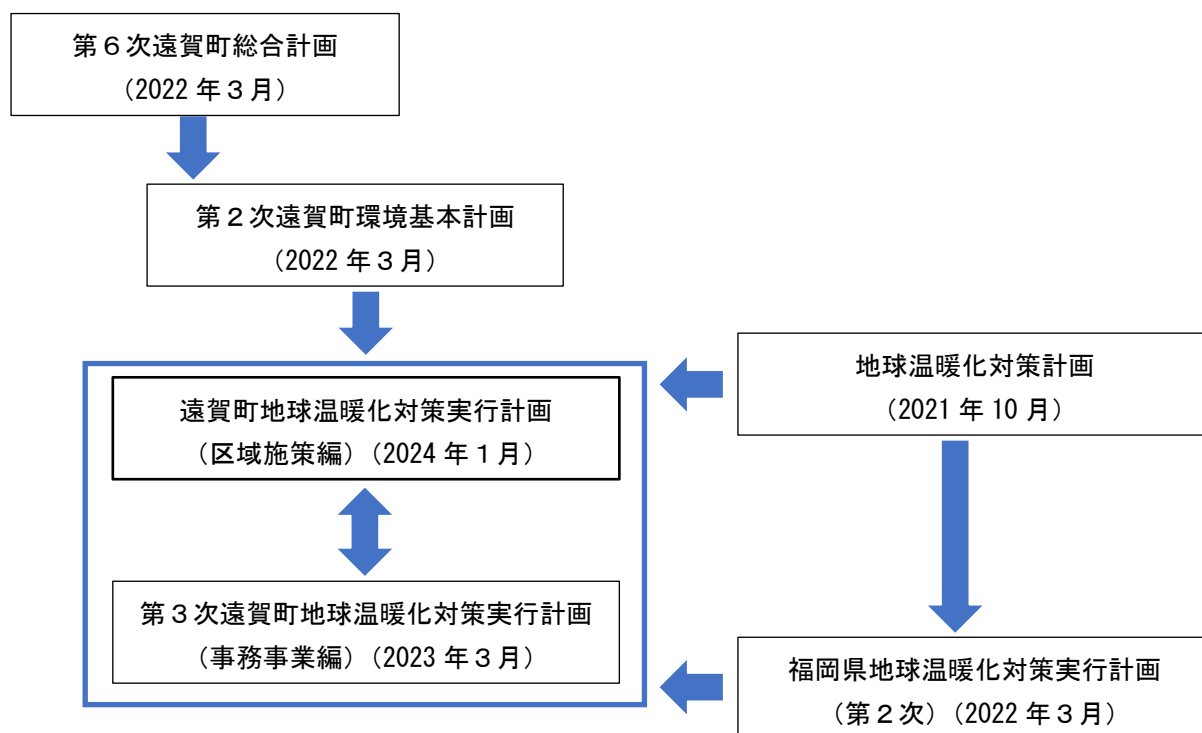


図 42 計画の位置付け

※促進区域とは、改正地球温暖化対策推進法に基づき、地域資源である再生可能エネルギーの利用促進等の施策の実施に係る目標を設定するとともに、地方公共団体実行計画協議会も活用して地域の合意形成を図りつつ、地域脱炭素化促進事業を促進し得るエリアのことです。

(2) 計画期間

国の地球温暖化対策計画に準じて、計画の基準年度を2013年度、中期目標年度を2030年度、長期目標年度を2050年度とします。計画の期間は、2024年度から2030年度までの7年間とします。

(3) 対象区域

計画の対象区域は、本町全域とします。

(4) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、代替フロン類等があります。このうちエネルギーの消費によって排出される二酸化炭素は、温室効果ガス総排出量の約 9 割を占め、地球温暖化への影響が大きいことが知られています。そのため、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂) とします。

表 7 対象とする温室効果ガスと部門等

項目	排出部門等
二酸化炭素 (CO ₂)	産業部門 (製造業、建設業・鉱業、農林水産業)、業務その他部門、家庭部門、運輸部門 (自動車、鉄道)、廃棄物部門 (一般廃棄物の焼却)

第2章 温室効果ガス排出量の推計

1. 温室効果ガス排出量の現況推計

(1) 推計方法

本町全域の二酸化炭素排出量及び二酸化炭素吸収量は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）、令和5年3月、環境省大臣官房地域政策課」（以下、「環境省マニュアル」とします。）をもとに、最新の統計資料を収集整理して推計しました。算定年度は、2013年度から2020年度です。

表 8 二酸化炭素排出量の推計方法

部門	区分	推計方法・計算式	使用データ
産業	製造業	全国業種別按分法 ①全国の製造業業種別炭素排出量× ②業種別製造品出荷額の全国に対する町の比率×44/12	①総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） ②福岡県工業統計調査（福岡県） ※部分的にデータがない（または秘匿）の場合は、存在するデータの値を用いて補完した。
	建設業・鉱業	都道府県別按分法 福岡県建設業・鉱業炭素排出量× 建設業・鉱業従業者数の県に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
	農林水産業	都道府県別按分法 福岡県農林水産業炭素排出量× 農林水産業従業者数の県に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
業務その他	—	都道府県別按分法 福岡県業務その他部門炭素排出量× 業務その他部門従業者数の県に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
家庭	—	都道府県別按分法 福岡県家庭部門炭素排出量× 世帯数の県に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
運輸	自動車	全国按分法 全国の車種別炭素排出量× 自動車保有台数の全国に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
	鉄道	全国事業者別按分法 全国の鉄道部門の炭素排出量× 人口の全国に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
廃棄物	プラスチックごみ※	①一般廃棄物の焼却量（排出ベース）× ②一般廃棄物の焼却量に占めるプラスチックごみの割合（排出ベース）× ③一般廃棄物中のプラスチックごみの固形分割合×排出係数 ^(脚)	①一般廃棄物処理実態調査結果（環境省） ②③地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）に記載されているデフォルト値
	合成繊維	①一般廃棄物の焼却量（排出ベース）× ②一般廃棄物の焼却量に占める繊維くずの割合（排出ベース）× ③繊維くずの固形分割合× ④繊維くず中の合成繊維の割合×排出係数	①一般廃棄物処理実態調査結果（環境省） ②③④地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）に記載されているデフォルト値

※ここでの「プラスチックごみ」は、プラスチック容器包装ごみに限らず、製品素材にプラスチックを含むプラスチック製品ごみ全体のことを意味します。

表 9 二酸化炭素吸収量の推計方法

部門	推計方法・計算式	使用データ
森林	森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法 2時点の森林炭素蓄積の比較を行い、その差をCO₂に換算して純吸収量を推計した。 吸収量＝ (報告年度の行政界内の森林炭素蓄積量A－ 比較をする年度の森林炭素蓄積量A)／ 報告年度と比較年度間の年数×(－44／12) A 森林炭素蓄積量＝ ①Σ特定年度の樹種・林齢ごとの材積量(m³)× ②バイオマス拡大係数× (1＋③地下部比率)× ④容積密度× ⑤炭素含有率	①遠賀川地域森林計画（福岡県）に示されている材積量の樹種別・林齢別の詳細データ ②③④⑤地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）
森林 土壌	吸収量＝ ①施業対象区域面積（育成した森林の面積） ②土壌平均炭素蓄積量× ③森林の育成により保持される土壌量に関する係数× ④土壌が流出した場合に炭素が空气中に排出される係数× 算定対象年数（1年）×44/12	①遠賀川地域森林計画（福岡県） ②③④地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）
都市 緑化	低炭素まちづくり計画作成マニュアルに準ずる手法 ①都市公園面積× ②緑被率× ③吸収係数 ※①について、マニュアルの記載は「緑地の保全管理を実施した面積」であるが、不明のため都市公園面積を用いた。	①都市計画調査（国土交通省） ②30%（都市公園法運用指針を参考に独自設定） ③地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）

(2) 温室効果ガス排出量

2013 年度から 2020 年度までの本町の温室効果ガス排出量は、減少傾向にあります。2020 年度における温室効果ガス排出量 (96,606t-CO₂) は、2013 年度に比べて 25%減少しています。

表 10 温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

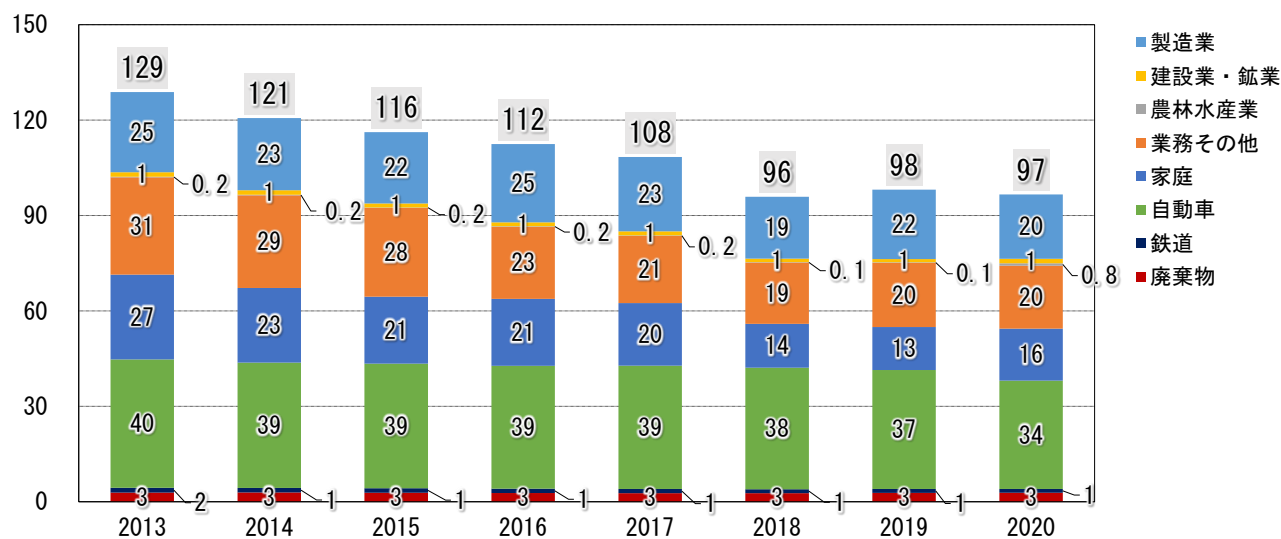
部門	区分	温室効果ガス排出量								2020 年度 の部門別 割合	2013 年度 からの 増減率
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020		
産業部門		26,797	24,274	23,835	26,009	24,829	20,679	22,997	22,382	23.2%	-16.5%
	製造業	25,192	22,676	22,382	24,601	23,388	19,453	21,822	20,230	20.9%	-19.7%
	建設業・鉱業	1,427	1,424	1,278	1,244	1,278	1,078	1,025	1,390	1.4%	-2.6%
	農林水産業	177	174	174	165	163	147	150	762*	0.8%	329.6%
業務その他部門		30,605	29,115	27,863	22,659	21,097	19,249	20,214	19,800	20.5%	-35.3%
家庭部門		26,648	23,477	21,050	21,038	19,704	13,795	13,487	16,349	16.9%	-38.6%
運輸部門		41,891	40,836	40,584	40,013	40,076	39,425	38,624	35,244	36.5%	-15.9%
	自動車	40,373	39,389	39,172	38,640	38,747	38,191	37,425	34,056	35.3%	-15.6%
	鉄道	1,519	1,448	1,412	1,373	1,329	1,234	1,198	1,189	1.2%	-21.7%
廃棄物部門		2,880	2,921	2,862	2,749	2,701	2,728	2,814	2,831	2.9%	-1.7%
合計		128,821	120,623	116,194	112,469	108,408	95,876	98,136	96,606	100.0%	-25.0%

※令和元年度から令和 2 年度の農林水産業部門の温室効果ガス排出量の急激な増加要因について。

農林水産業部門の温室効果ガスの排出量の算定には、「自治体排出量カルテ（環境省）」を使用しています。カルテでは農林水産業従事者数の変化に基づく算定方法で推計を行っていますが、2020 年度からは 2019 年度まで使用していた統計書とは異なる統計書からのデータを引用しての推計に変更されています。これにより、調査対象とする農林水産業従事者の対象が拡大され、排出量が増加したものと考えられます。

注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

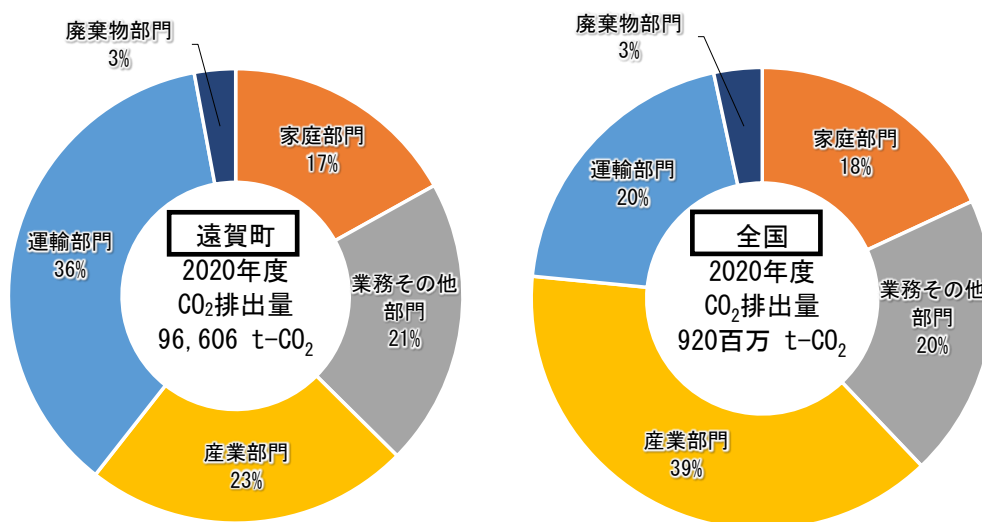
(千t-CO₂)



注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 43 温室効果ガス排出量の推移

本町の 2020 年度の二酸化炭素排出量を部門別にみると、運輸部門が 36%を占めており、次いで産業部門が 23%、業務その他部門が 21%、家庭部門が 17%、廃棄物部門が 3%となっています。全国と比較すると、本町は全国に比べて産業部門（製造業）の割合が小さく、運輸部門（自動車）の割合が大きくなっているのが特徴です。



※全国の割合のうち、本町に関連しない「エネルギー転換部門」、「工業プロセス部門」、「その他」は除いています。

図 44 二酸化炭素排出量の部門別割合（2020 年度）

（3）二酸化炭素吸収量

本町の 2020（令和 2）年度の二酸化炭素吸収量は、約 457t-CO₂ です。
森林による吸収量は約 436t-CO₂、都市緑化による吸収量は約 21t-CO₂ です。

第3章 温室効果ガス排出量等の将来推計及び削減目標

1. 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 推計方法

特段の対策を実施しない場合（BAU ケース^(用)）の 2030 年度及び 2050 年度の温室効果ガス排出量を推計しています。二酸化炭素排出量は、算定対象とする部門ごとに、最新の現況年度の原単位（家庭部門の例：1 人当たりの二酸化炭素排出量）を固定し、活動量（家庭部門の例：人口）の変化をもとに推計しています。

表 11 BAU ケースの将来推計の活動量及び推計パターン（二酸化炭素排出量）

部門		活動量	推計パターン
産業部門	製造業	製造品出荷額	過去 8 年間（2013～2020 年度）の平均値
	建設業・鉱業	従業者数	2020 年度の人口と将来人口の変化率
	農林水産業	従業者数	2020 年度の人口と将来人口の変化率
業務その他部門		従業者数	2020 年度の人口と将来人口の変化率
家庭部門		人口	本町の将来推計人口 ※2020▶2024 まち・ひと・しごと創生総合戦略 ×人口ビジョン
運輸部門	自動車	自動車保有台数	【2030 年度推計】 2013～2020 年度の台数を用いたトレンド推計 【2050 年度推計】 2013～2020 年度の台数の平均値
	鉄道	営業キロ数	現状維持（2020 年度の値）
廃棄物部門		人口	本町の将来推計人口 ※2020▶2024 まち・ひと・しごと創生総合戦略 ×人口ビジョン

(2) 推計結果

特段の対策を実施しない場合の温室効果ガス排出量は、2030 年度は 96,244t-CO₂、2050 年度は 89,653t-CO₂ となり、2030 年度時点では 2013 年度に比べて約 26%の削減となります。

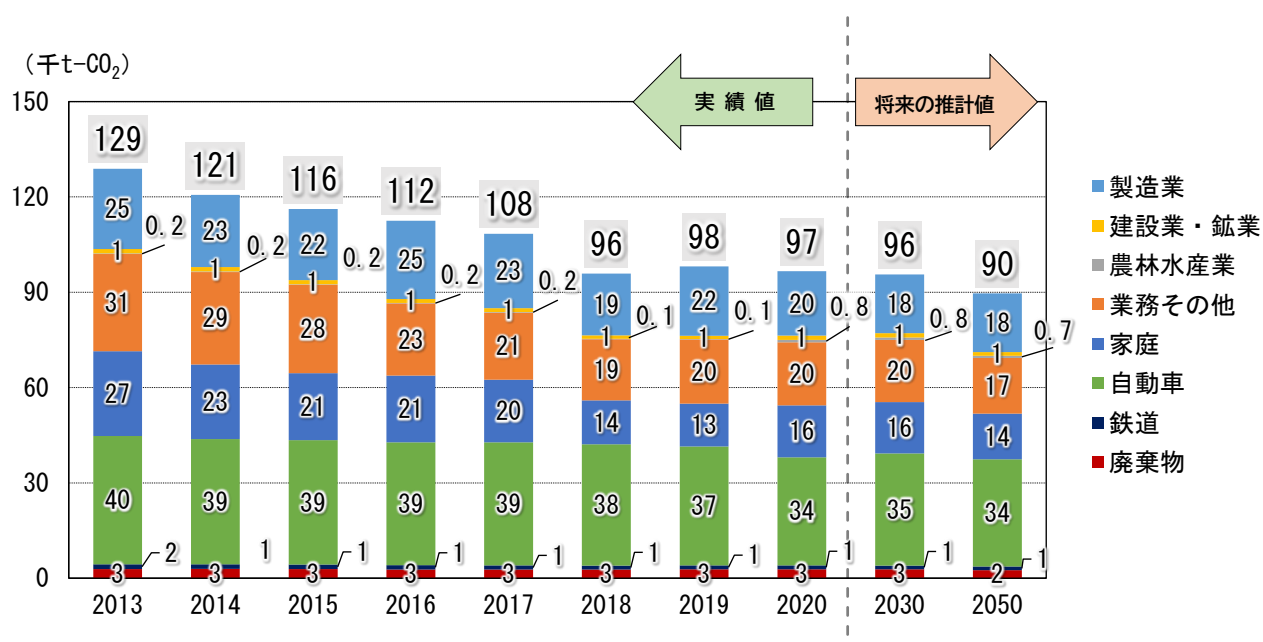
表 12 温室効果ガス排出量の将来推計

単位：t-CO₂

部門	区分	2013 ＜基準年度＞	2020 ＜現況年度＞	2030 ＜目標年度＞	2050 ＜目標年度＞	2030 年度の 部門別割合	2030 年度の 2013 年度比
産業部門		26,797	22,382	20,585	20,355	21.5%	-23.2%
	製造業	25,192	20,230	18,457	18,457	19.3%	-26.7%
	建設業・鉱業	1,427	1,390	1,375	1,226	1.4%	-3.7%
	農林水産業	177	762	754	672	0.8%	324.8%
業務その他部門		30,605	19,800	19,581	17,469	20.5%	-36.0%
家庭部門		26,648	16,349	16,169	14,424	16.9%	-39.3%
運輸部門		41,891	35,244	36,448	34,907	38.1%	-13.0%
	自動車	40,373	34,056	35,260	33,719	36.9%	-12.7%
	鉄道	1,519	1,189	1,189	1,189	1.2%	-21.7%
廃棄物部門		2,880	2,831	2,800	2,498	2.9%	-2.8%
合計		128,821	96,606	95,583	89,653	100.0%	-25.8%

注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

なお、農林水産業部門の温室効果ガスの排出量の急激な増加要因については P. 40 の注釈をご参照ください。



注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 45 温室効果ガス排出量の将来推計【特段の対策を実施しない場合】

2. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」に掲載されている「自治体再エネ情報カルテ」による本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは下記のとおりです。

表 13 本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	79. 926	MW
		101, 505. 393	MWh/年
	土地系	184. 639	MW
		234, 003. 899	MWh/年
	合計	264. 565	MW
		335, 509. 292	MWh/年
風力	陸上風力	0. 100	MW
		190. 527	MWh/年
中小水力	河川部	－	MW
		－	MWh/年
	農業用水路	－	MW
		－	MWh/年
	合計	－	MW
		－	MWh/年
地熱	蒸気フラッシュ	0. 000	MW
		0. 000	MWh/年
	バイナリー	0. 000	MW
		0. 000	MWh/年
	低温バイナリー	0. 000	MW
		0. 000	MWh/年
	合計	0. 000	MW
		0. 000	MWh/年
再生可能エネルギー（電気）合計		264. 665	MW
		335, 699. 819	MWh/年
太陽熱	太陽熱	184, 283. 374	GJ/年
地中熱 ^(用)	地中熱（クローズドループ）	1, 124, 444. 604	GJ/年
再生可能エネルギー（熱）合計		1, 308, 727. 979	GJ/年
木質バイオマス	発生量（森林由来分）	－	千 m ³ /年
	発熱量（発生量ベース）	－	GJ/年

注）本町内に観測地点がない等、ポテンシャル推計のための資料がないものは「—」表示にしています。

資料：自治体再エネ情報カルテ【再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）】、環境省

3. 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 目標設定の基本的な考え方

2021年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正、公布され、2050年カーボンニュートラルが同法の基本理念として位置づけられました。また、同年10月には、2050年カーボンニュートラルに向けて、地球温暖化対策計画が改定され、2030年度の削減目標を2013（基準）年度比で46%削減とすることが示されました。

これらを踏まえて、本町の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、住民、事業者、行政がそれぞれで、また、協力して温暖化対策に取り組むことで温室効果ガス排出量を削減し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

表 14 国の温室効果ガス削減目標の部門別削減率

単位：百万 t-CO₂

部門	年度	2013 年度 ＜基準年度＞	2030 年度 ＜目標年度＞	削減率
				対 2013 年度比
二酸化炭素		1,317	747	-43%
エネルギー起源		1,235	677	-45%
産業部門		463	289	-38%
業務その他部門		238	116	-51%
家庭部門		208	70	-66%
運輸部門		224	146	-35%
エネルギー転換部門		106	56	-47%
非エネルギー起源		82.3	70.0	-15%
メタン		30.0	26.7	-11%
一酸化二窒素		21.4	17.8	-17%
代替フロン等4ガス		39.1	21.8	-44%
森林等吸収源対策		-	-47.7	-
合計		1,408	766	-46%

資料：地球温暖化対策計画（閣議決定）をもとに作成

注）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

(2) 削減目標

1) 2050 年度の目指すべき姿（長期目標）

国や福岡県が掲げている「2050 年度温室効果ガス排出実質ゼロ」を踏まえて、本町の 2050 年度の目指すべき姿を次のとおり設定します。

【長期目標】

2050 年度に本町の温室効果ガス排出の実質ゼロ※
(2050 年カーボンニュートラル) を目指します。

※排出の実質ゼロとは、温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた値をゼロとするものです。

2) 2030 年度の削減目標（中期目標）

本町の 2030 年度における削減目標を次のとおり設定します。

【中期目標】

2030 年度における本町の温室効果ガス排出量を 2013 年度に比べて
46%削減することを目指します。

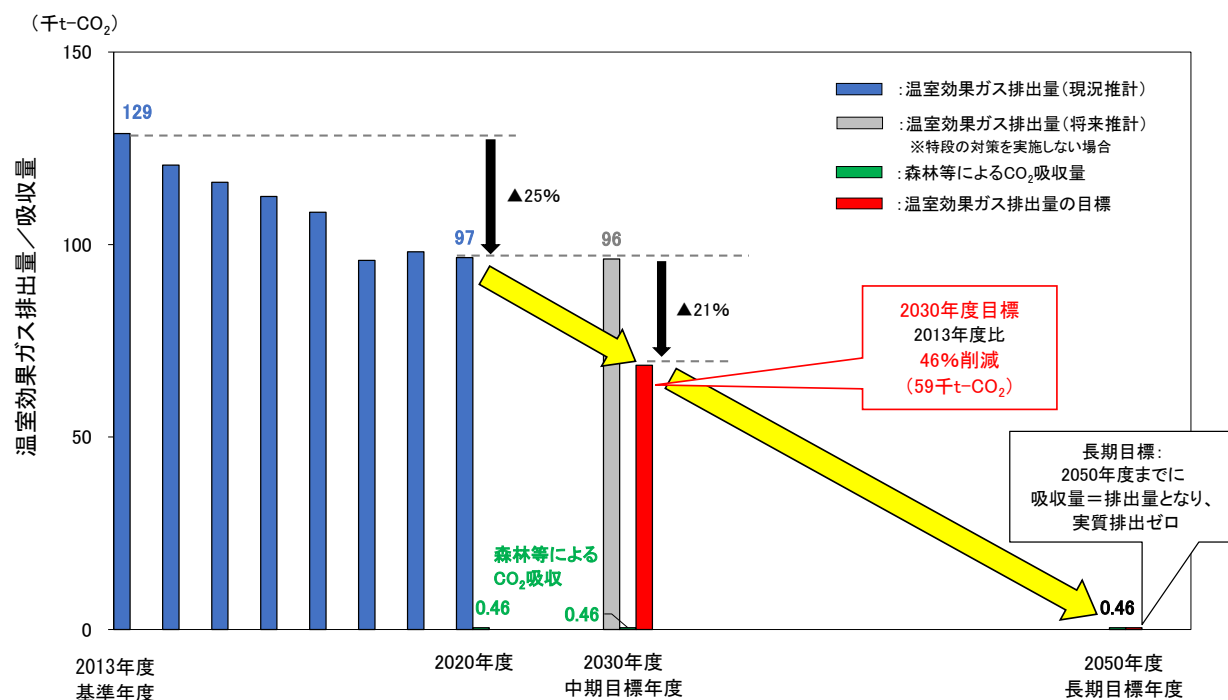


図 46 脱炭素シナリオ（イメージ）

(3) 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けたビジョン

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けたビジョンは下記のとおりです。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた基本的考え方

本町の活性化に向けて進む都市開発や地域資源である自然景観との調和を前提に、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、徹底した省エネルギー化に取り組み、脱炭素社会^(用)を実現します。

合わせて、蓄電池の活用による災害時のレジリエンス（柔軟な適応力）強化や、公共交通機関の充実などに取り組み、将来世代も安心して暮らせる豊かなまちを形成します。

2050 年の将来像

- 太陽光発電を中心に最大限再生可能エネルギーが導入されるとともに、蓄電池やエネルギーマネジメントシステムにより、エネルギーの地産地消、効率的なエネルギー利用が実現しています。
- 新築の建築物はすべて蓄熱構造や耐久性を強化した省エネルギー仕様を達成し、脱炭素と快適な暮らしが両立しています。
- 徹底的な省エネが実現されています。
- 自動車はすべて電動車（電気自動車もしくは燃料電池自動車）に変わり、住民や来訪者の移動時のゼロカーボンが実現されています。

(4) 2030 年度における部門別削減率と対策導入量の目安

2030 年度の削減目標を達成するため部門別削減率は以下のとおりです。

また、「対策を実施した場合」の省エネルギー対策について、具体的な対策内容や導入率の目安、対策導入による二酸化炭素削減量を表 16 に示します。なお、導入率の目安は、事業所、住宅、世帯など、各対策のターゲットとなる全対象に占める割合を示し、二酸化炭素削減量は導入率の目安に示す対策を実施することによって得られる二酸化炭素の削減効果量を示します。具体的に業務その他部門の「①事業所等の ZEB 化」を例にとると、2030 年度に遠賀町にある事業所数全体のうち約 5%が ZEB 化に取り組んだ場合に、約 820t-CO₂ の二酸化炭素削減量が期待できます。

表 15 本町の温室効果ガス削減目標の部門別削減率

単位：t-CO₂

部門	2013	2030			
		特段の対策を実施しない場合※1		対策を実施した場合※2	
		排出量	2013 年度比	排出量	2013 年度比
産業部門	26,797	20,585	-23.2%	18,635	-30.5%
製造業	25,192	18,457	-26.7%	16,712	-33.7%
建設業・鉱業	1,427	1,375	-3.7%	1,192	-16.5%
農林水産業	177	754	324.8%	730	311.7%
業務その他部門	30,605	19,581	-36.0%	12,182	-60.2%
家庭部門	26,648	16,169	-39.3%	10,178	-61.8%
運輸部門	41,891	36,448	-13.0%	28,388	-32.2%
自動車	40,373	35,260	-12.7%	27,199	-32.6%
鉄道	1,519	1,189	-21.7%	1,189	-21.7%
廃棄物部門	2,880	2,800	-2.8%	1,314	-54.4%
温室効果ガス排出量合計	128,821	95,583	-25.8%	70,697	-45.1%
再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量	—	0	—	-1,601	—
森林等による二酸化炭素吸収量	—	-457	—	-457	—
排出量－(再エネ導入削減量＋森林等吸収量)	128,821	95,126	-26.2%	68,639	-46.7%

注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

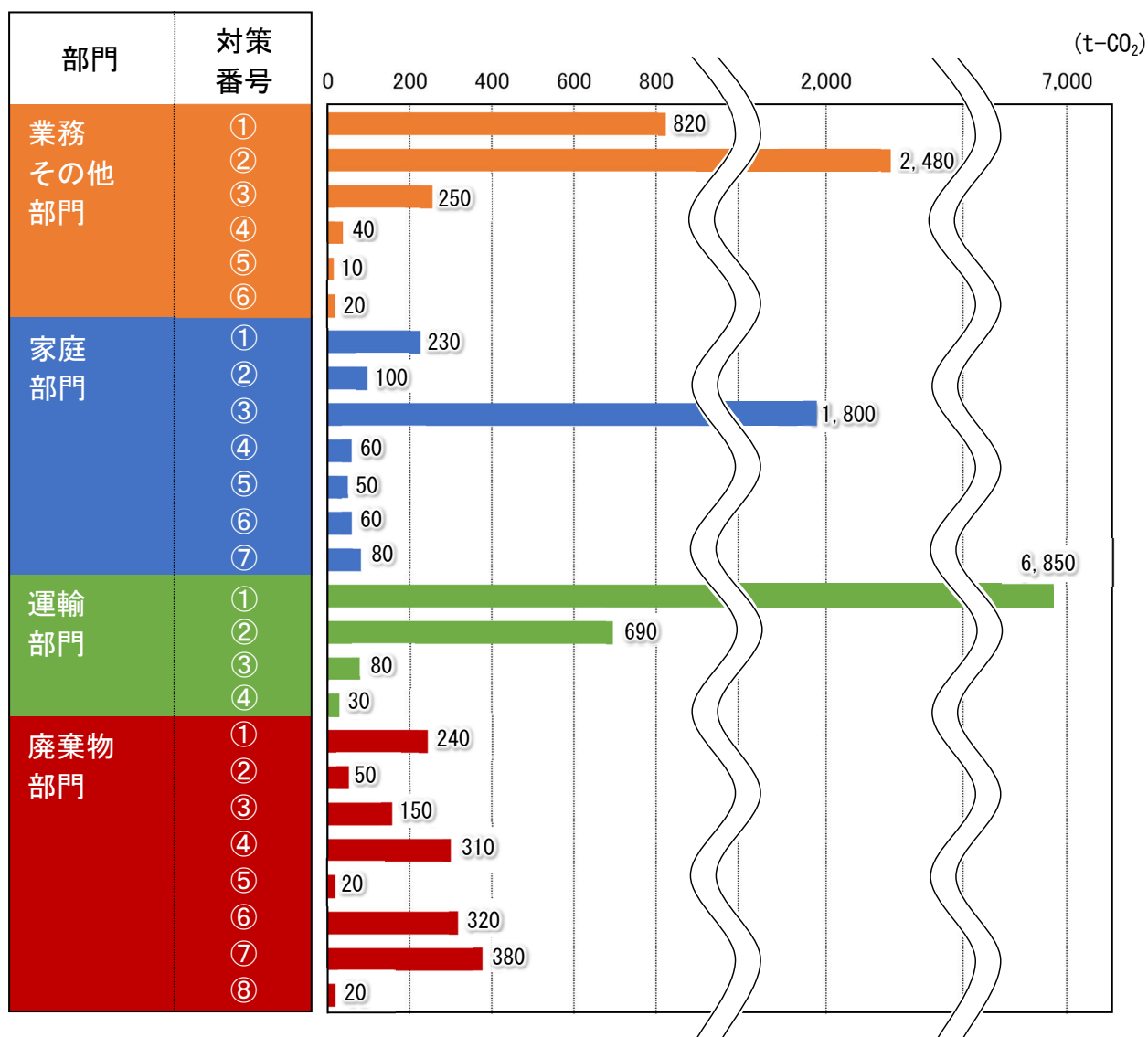
なお、農林水産業部門の温室効果ガスの排出量の急激な増加要因については P. 40 の注釈をご参照ください。また、再生可能エネルギー導入による二酸化炭素削減量は、特段の対策を実施しない場合の 2030 年度を基準とした削減量です。

※1 特段の対策を実施しない場合：今後これまでと同様の対策しか実施しない場合。

※2 対策を実施した場合：現在実施している対策に加え、今後実施すべき対策の効果を考慮した場合。

表 16 主な省エネ対策の導入率の目安と二酸化炭素削減量（2030 年度）

部門及び対策の概要	導入率の目安	二酸化炭素削減量 (t-CO ₂)
業務その他部門		
① 事業所等 ^{※1} の ZEB 化（新築・改修）	5%	820
② 事業所等への省エネ設備・機器 ^{※2} の導入	照 明：60% 給湯器：50%	2,480
③ 照明の調整（エリアの間引き、消灯）	80%	250
④ 空調の適切な使用 （無理のない範囲での室温調整 等）	80%	40
⑤ OA 機器の電源の適正管理 （離席する際のスタンバイモードの活用 等）	100%	10
⑥ 冷蔵設備等の適正管理 （台数管理や個別の電源、温度調整 等）	70%	20
家庭部門		
① 住宅の ZEH 化（戸建住宅、集合住宅）	戸建：8% 集合：2%	230
② 既設住宅の省エネリフォーム	50%	100
③ 家庭への省エネ設備・機器の導入	照 明：90% 給湯器：55% HEMS：5%	1,800
④ 省エネ情報の広報強化による行動改善	80%	60
⑤ 家庭エコ診断の実施	20%	50
⑥ クールビズ・ウォームビズの実施	100%	60
⑦ 節電	90%	80
運輸部門		
① 次世代自動車 ^{※3} の導入	軽乗用車・乗用車：65%	6,850
② エコドライブの実践	100%	690
③ 宅配サービスをできるだけ 1 回で受け取る	100%	80
④ 地産地消の実践	50%	30
廃棄物部門		
① 食品ロスの削減	100%	240
② 自宅でコンポスト	20%	50
③ 今持っている服を長く大切に着る	50%	150
④ 環境に配慮した服を選ぶ	90%	310
⑤ マイバッグ、マイボトルの活用	マイバッグ：100% マイボトル：70%	20
⑥ 家電・家具製品等の長期利用	60%	320
⑦ フリマ、シェアリングに取り組む	70%	380
⑧ ごみの分別処理に取り組む	100%	20



- ※1 オフィスビル、卸・小売店、食品スーパー、医療機関、ホテル・旅館、飲食店を試算の対象とした。
- ※2 高効率照明、ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池型給湯器、HEMS（業務その他部門は除く）を試算の対象とし、各家庭・事業所にいずれか1種類を導入することを想定した。
- ※3 ハイブリッド自動車^(用)、電気自動車^(用)、燃料電池自動車^(用)を試算の対象とした。
- 注）・対策ごとの二酸化炭素削減量は、一般に公開されている統計資料をはじめ各種資料値と現況・将来等の条件を考慮した上で試算した値であり、導入の目安は、2030年度46%削減（2013（基準）年度比）を達成するために、必要な対策別の割合を設定した。
- 産業部門は法的な規制により独自に排出量の削減対策が進められていること、町として積極的に対策を進める枠組みにないことから、対策の対象から除外している。
 - 上記表・図に示す「二酸化炭素削減量」には、電力供給によるCO₂の排出係数の低減効果は見込んでいない。（2020年度の排出係数（0.365kg-CO₂/kWh）に対し、2030年度には環境省の示す2030年度エネルギーミックスと整合的な排出係数（0.25 kg-CO₂/kWh）が達成できるものとして算定を行っている。）

図 47 省エネ対策による二酸化炭素削減量の部門別の比較（2030年度）

第4章 温室効果ガス排出削減等に関する施策・指標

1. 施策の体系

地球温暖化に対する取り組みとして、「再生可能エネルギーの導入促進」「省エネルギーの推進」「地域環境の整備」「循環型社会の形成」の4つの軸により、多様な社会問題の同時解決を図りながら2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を行っていきます。

再生可能エネルギーの導入促進

- 環境に配慮した公共施設への転換
- 住宅や事業所等への再生可能エネルギーの導入促進

省エネルギーの推進

- 住民への省エネ対策の促進
- 事業者への省エネ対策の促進
- 地球温暖化防止活動推進センター及び近隣自治体等との連携
- 町内の事業所への啓発
- 遠賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進
- 環境に配慮したイベント等の開催
- 公共施設の省エネルギー化

地域環境の整備

- 自動車から公共交通、自転車への利用転換の促進
- 環境に配慮した公用車の導入
- 都市機能の集約化・スマートコミュニティの推進
- 森林の保全と整備

循環型社会の形成

- 3Rの推進
- 排出されるごみの減量
- 分別の徹底とリサイクルの推進
- プラスチック資源の回収、リサイクル
- リサイクル制度などの充実や利用促進

図 48 施策の体系



2. 再生可能エネルギーの導入促進

2050 年カーボンニュートラルを実現するためには、化石燃料の使用をできる限り減らし、再生可能なエネルギーを利用することが重要です。

そこで、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を積極的に進めていきます。

町の取組

●環境に配慮した公共施設への転換

北九州都市圏域として脱炭素先行地域に選定されている本町では、率先して脱炭素に取り組んでいきます。

公共施設のうち、設置可能な施設には最大限の再生可能エネルギーを導入し、設置が難しい施設では再生可能エネルギー由来電力への切り替えを進めます。

●住宅や事業所等への再生可能エネルギーの導入促進

住民や事業者に対し、情報提供や啓発の充実を図りながら、エネルギー消費にともなう環境負荷の低減を図るための太陽熱を利用した給湯システムや太陽光発電システムなど、再生可能エネルギー導入の促進を図ります。

また、家庭や事業所等で使用される電力について、火力発電由来ではなく再生可能エネルギー由来への切り替えを推し進めます。

住民・団体等の取組

●太陽光発電システムなど再生可能エネルギー設備を導入し、家庭で創エネ^(用)を行います。

事業者の取組

●事業者は太陽光発電設備や、水素と酸素が反応することで発電する燃料電池、廃熱を利用したコージェネレーション等、省エネ・再エネ設備を導入します。

表 17 再生可能エネルギーの導入促進のための指標

項目	現況値 (2020 年度)	目標値 (2030 年度)
住民 1 人当たりの二酸化炭素 排出量	5.03 t-CO ₂ /人	3.72 t-CO ₂ /人

3. 省エネルギーの推進



地球温暖化の原因の一つは、日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの排出であり、その中でもエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出が大きな要因とされています。

そこで、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で、あるいは他の主体との連携により、省エネルギー行動の実践や省エネルギー機器の導入を進め、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいきます。

町の取組

●住民への省エネ対策の促進

広報やイベント等で啓発を行うとともに、出前講座や地域活動において実施される省エネルギーに関する研修や取り組みを支援します。また、福岡県が推進している「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」や「ふくおかエコライフ応援ブック」の取組や環境省が推奨している「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動^(用)」を普及・啓発します。

●事業者への省エネ対策の促進

温暖化防止の必要性の認識を高めるための社員教育や事例等の情報提供、啓発による省エネルギー対策の取組を促進します。

また、環境省が進めている「エコアクション 21^(用)」の取組や福岡県が進めている「エコ事業所登録」を事業者に対して普及啓発します。

●地球温暖化防止活動推進センター及び近隣自治体等との連携

福岡県の指定機関である「地球温暖化防止活動推進センター^(用)」や地球温暖化防止活動推進員と連携し、各種イベントや地域活動などの機会をとらえて住民や事業者に対する省エネルギーや再生可能エネルギーの啓発を行います。

●町内の事業所への啓発

エネルギーの使用量が多い工場、スーパー、病院等の事業所に対して「エコ事業所」の参加呼びかけや省エネ診断等の周知、活用促進を行います。

●遠賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

庁内のクールビズやウォームビズの徹底による電力使用の抑制をはじめ消耗品や備品などのグリーン購入の促進、ごみの減量、上水道の節水など、二酸化炭素（CO₂）の排出抑制に努めます。

●イベント開催時の環境への配慮

イベント等を開催する際は、廃棄するごみの分別を徹底することや、使用する照明はLED^(用)を使用するなど、環境に配慮します。

●公共施設の省エネルギー化

公共施設を建て替える際は、建築物の ZEB 化を検討、実施します。

住民・団体等の取組

- 省エネ・低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルの選択など、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を実践します。
- 電気はこまめに消す、冷暖房は強くしすぎないようにする、使わないコンセントを抜くなど、家庭での省エネ行動を行います。
- 「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」または、「ふくおかエコライフ応援 book」を参考に、電気やガス、水道使用量の削減など、省エネルギー・節電に取り組む「エコファミリー」に参加します。
- LED 照明などの省エネ型機器への買い替えなど高効率エネルギー設備の導入や断熱化を行います。
- 環境負荷の指標であるカーボンフットプリントを考慮した商品選択を行います。
- 新築住宅や住宅建替の際は、建築物の ZEH 化を検討、実施します。

事業者の取組

- 温暖化防止の必要性の認識を高めるための社員教育を行います。
- 冷房や照明の適正化、昼休みの消灯など、オフィスや事業所での省エネを進めます。
- 事業所は、採光、通風、断熱などに配慮した環境共生型の施設にし、また、太陽光、燃料電池、コージェネレーション、廃熱利用等の省エネ・再エネ設備を導入します。
- 「エコ事業所」や「エコアクション 21」に取り組み、環境負荷の少ない事業活動を進めます。
- イベント等を開催する際は、ごみの排出削減や LED を使用するなど、環境への配慮に努めます。
- 新規事業所や事業所建替の際は、建築物の ZEB 化を検討、実施します。

表 18 省エネルギーの推進のための指標

項目	現況値 (2022 年度)	目標値 (2030 年度)
普及啓発イベント※の実施回数	3 回	5 回

※ 対象の普及啓発イベント：こどもまつり、環境協働推進組織事業、出前講座、その他イベント。

4. 地域環境の整備



地域から排出される温室効果ガスを可能な限り抑制し、脱炭素型のまちづくりを進める必要があります。

そこで、住民や来訪者の利便性向上とともに、環境負荷の少ない交通体系を構築するために、公共交通機関の利用及び自転車、徒歩での移動を促進するとともに、都市機能の集約化やスマートコミュニティの推進を図ります。

森林やまちの緑は、二酸化炭素を吸収する機能を有しています。この機能を適切に発揮させるための取組も重要です。

町の取組

●自動車から公共交通、自転車への利用転換の促進

住民の自動車の使用抑制及び渋滞緩和による二酸化炭素排出量削減のため、自動車から公共交通や自転車に利用転換を進めます。

また、町内の公共施設や駅などを循環するコミュニティバスの巡回等により、住民や来訪者の公共交通利用や自転車利用を促進します。

●環境に配慮した公用車の導入

公用車を新たに購入する際は、電気自動車などの環境に配慮した車の導入を進めます。

●都市機能の集約化・スマートコミュニティの推進

立地適正化計画などを踏まえて都市機能の集約化・スマートコミュニティづくりを推進します。

●森林の保全と整備

森林の保全を推進するために、国の森林環境譲与税及び福岡県の森林環境税を活用や、荒廃森林等の整備、木材利用の推進・普及啓発を実施します。

住民・団体等の取組

- 自家用車を運転する際はエコドライブ^(用)に努めます。
- 自家用車を買うときは次世代自動車を選びます。
- 外出の際にはなるべく自家用車を使わず、徒歩、自転車、バスや電車などの公共交通機関を利用するよう心がけます。また、コミュニティバスを利用します。
- 所有する山林がある場合は、適切な維持管理を行い、森林が持つ二酸化炭素吸収機能など、多面的な機能を発揮させます。
- ワンヘルス^(用)の理念に基づき、みどりを大切にします。
- 竹木伐採などの里山保全活動に積極的に参加・協力するとともに、里山の景観や歴史・伝統文化を次世代に継承していきます。
- 本町内で生産された食材や製品を購入し、地産地消を実践します。

事業者の取組

- 徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤を促進します。
- 営業車や社用車を運転する際はエコドライブに努めます。
- 営業車や社用車を導入するときは次世代自動車を選びます。
- 配送システムなどの物流の効率化を図ります。
- 公共交通事業者は、高齢者や障がいを持っている人をはじめ、すべての住民が利用しやすい公共交通サービスの提供に努めます。
- 開発や土地利用は、みどりへの影響を少なくし、生態系バランスに配慮した緑化を行います。
- 里山保全活動に積極的に参加・協力します。

表 19 地域環境の整備のための指標

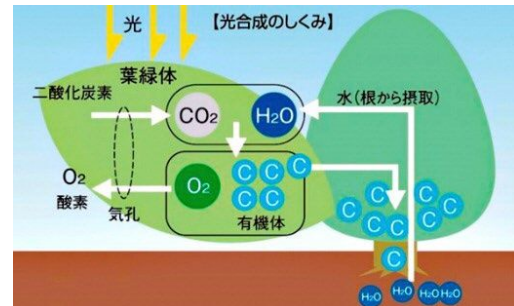
項目	現況値 (2022 年度)	目標値 (2030 年度)
公共交通機関利用者数※	1,768 千人	2,294 千人

※公共交通機関利用者数 = JR 遠賀川駅の 1 日当たりの平均乗降者数×365 日
 +路線バス（西鉄バス）及び芦屋タウンバスの年間利用者数
 +遠賀町コミュニティバスの年間利用者数

【コラム】森林の二酸化炭素吸収効果

地球温暖化の防止には、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要です。

地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。



■森林の適切な維持管理は、二酸化炭素の吸収量にどう影響する？

樹木が吸収し蓄積する二酸化炭素の量は一本一本異なります。

成長期の若い森林は二酸化炭素をどんどん吸収して大きくなりますが、成熟した森林は二酸化炭素の吸収能力が低下していきます。

そのため、森林の二酸化炭素の吸収能力を効果的に発揮させるためには、森林の更新（地拵え、地表かきおこし、植栽等）、保育（下刈、除伐等）、間伐、主伐などの適切な維持管理が重要です。

実際に、適切な維持管理を行ったスギ人工林※は1年間当たり、約8.8トンの炭素（二酸化炭素に換算すると約2.4トン）を蓄えると推定されています。

※ 36～40年生のスギ人工林（1ha）

資料：林野庁ホームページ

5. 循環型社会の形成



廃棄物処理や製品の製造に伴う温室効果ガス排出の抑制、及び海洋プラスチックごみの削減のために、行政、住民、事業者がそれぞれの立場で、あるいは、他の主体との連携により、排出量の抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再資源化（Recycle リサイクル）という3Rを推進し、循環型社会の構築に取り組んでいきます。

町の取組

●3Rの推進

住民が主体的にリデュース、リユースに取り組むための啓発を行うとともに、詰め替え製品の利用奨励や3010運動、フードバンク活動など、誰もが気軽に取り組めるごみの発生抑制策を推進します。

また、事業者が主体的に取り組む発生抑制策を推進し、過剰包装の見直しや適切な在庫管理など、環境に配慮した事業展開を促進するなどごみの発生抑制を図ります。

特に、本町役場においては環境施策の先導的役割を果たすため、3Rを基本として、エコオフィスの取組を徹底し、町を挙げてごみの発生抑制に努めます。

●排出されるごみの減量

「一般廃棄物処理基本計画（遠賀・中間地域広域行政事務組合）」に基づき、住民が無理なく取り組めるよう地域や環境関係団体等を通じてごみ減量の啓発を進め、減量目標の達成を目指すなど、総合的にごみ減量運動を展開します。

●分別の徹底とリサイクルの推進

限りある資源を有効利用し、より効果的なリサイクルを推進するために、ごみの分別の徹底を図ります。また、容器包装リサイクル法に基づき、容器包装類の分別収集及び再資源化を行うとともに、資源ごみ集団回収や生ごみの堆肥化など、住民や事業者、地域、住民団体、学校等によるリサイクル活動への取組を推進します。

●プラスチック資源の回収、リサイクル

ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、住民に対して不必要に使用・廃棄されることのないように啓発します。また、家庭から排出されるペットボトル、発泡スチロール製食品トレイについては、分別回収によるリサイクルを推進します。容器包装以外のプラスチック製品の回収について遠賀・中間地域広域行政事務組合（中間市・遠賀郡4町）にて検討します。

●リサイクル制度などの充実や利用促進

資源ごみの集団回収運動などのリサイクル制度を充実させ、各主体での利用を促進します。また、プラスチックなど、リサイクル対象品目の拡大を検討します。

住民・団体等の取組

- エコバックなどを持参し、無駄な包装は断るようにします。
- 手入れや修理による長期利用を心がけ、高い耐久性や省資源・再生資源設計の製品を選びます。
- 利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用します。
- 資源ごみの分別や集団回収運動に積極的に協力し、周囲への呼びかけを実施します。
- 詰め替え容器を選び、液体洗剤などは詰め替えるようにします。
- リターナブル製品は、可能なかぎりリユース回収に出します。

事業者の取組

- 製品を設計する際は、長期利用を前提とした耐久性や修理性で設計します。
また製品素材に再生材を利用するなど、資源を無駄なく有効活用し、製品廃棄後のことも考えて、リユース・リサイクルしやすい製品設計に努めます。
- 使用済製品や製造過程で発生した副産物等のリユース・リサイクルを心がけ、自社製品についてはリサイクルするための仕組みづくりを進めます。
- 修理や点検等のアフターサービスを充実させることで、製品の長期利用を促します。
- 簡易包装や詰め替え容器、通い箱等の利用、普及に努めます。
- 利用頻度の少ないものをシェアする仕組みや不用品を有効活用する仕組みをつくりま
- 事業所の備品や機械器具等は耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選び、修理やメンテナンスなど適切な維持管理を行い長期使用に努めます。
- 食品ロスを削減する仕組みを作ります。

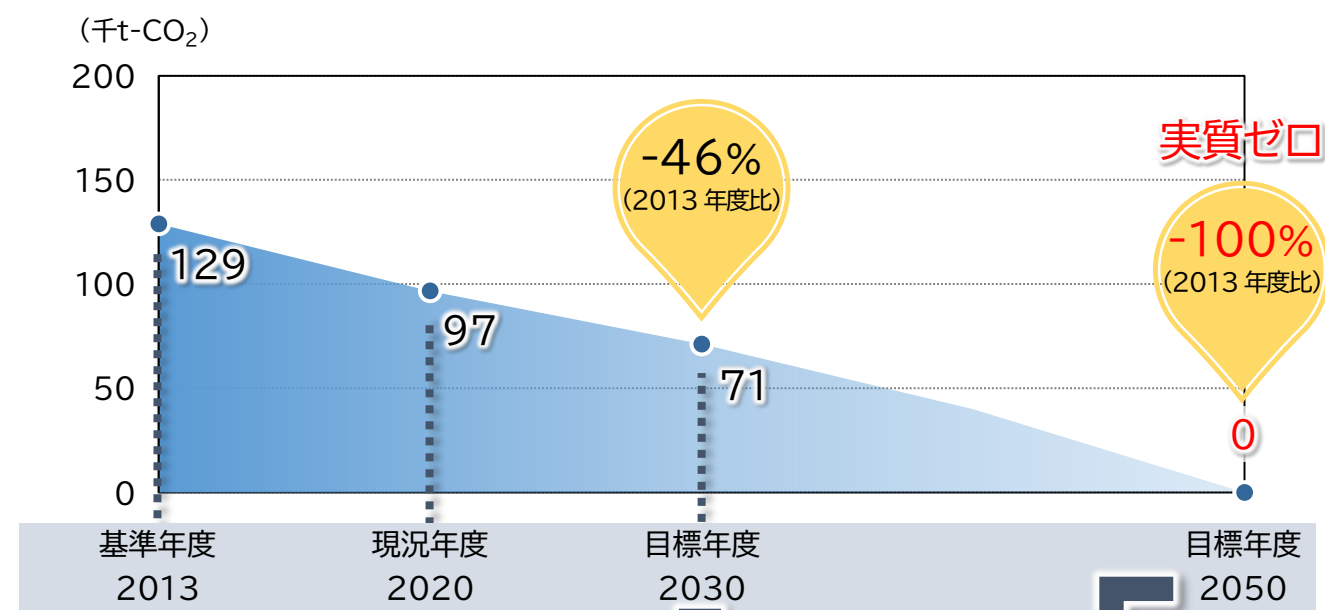
表 20 循環型社会の形成のための指標

項目	現況値 (2021 年度)	目標値 (2030 年度)
住民 1 人 1 日当たりの ごみ排出量※	796 g/人・日	740 g/人・日

※ごみ総排出量から資源ごみ量及び集団回収量を除いたもの（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）

6. 脱炭素に向けたロードマップ

2030 年度の削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを達成するためのロードマップを以下に示します。



再生可能エネルギーの導入促進		
環境に配慮した公共施設への転換	すべての公共施設が 環境配慮型に転換	—
家庭や事業所等への再生可能エネルギー の導入促進	増築や新築の場合には 導入を検討	新築には 100%導入
省エネルギーの推進		
・省エネ設備・機器等の導入 ・事業所の ZEB 化、住宅の ZEH 化等 P.49 の業務その他部門、家庭部門に 示す取組の実施	10 人のうち、 8人が実践	すべての住民、事業者が 実践
地域環境の整備		
次世代自動車の導入	買い替えの際は3台に2台が 次世代自動車を選択	すべての自動車が 次世代自動車に置き換わる
森林の保全・整備	今あるみどりを保全・整備し、都市の緑化を推進	
循環型社会の形成		
・食品ロスの削減 ・マイバッグ、マイボトルの活用等 P.49 の廃棄物部門に示す取組の実施	10 人のうち、 8人が実践	すべての住民、事業者 が実践

注) 「省エネルギーの推進」、「地域環境の整備」、「循環型社会の形成」のそれぞれの取組目安は P. 49 の表 16 に示す、取組の導入率を平均したおおよその取組イメージです。

図 49 脱炭素に向けたロードマップ (イメージ)

第5章 区域施策編の進捗管理及び推進体制

1. 進捗管理・評価

計画の進捗管理は、PDCA サイクルに基づいて行います。毎年、温室効果ガスの現状推計を行って削減目標の達成状況を確認するとともに、計画に基づく対策・施策の実施状況を把握し、その結果に基づく評価と改善を実施し、その後の対策・施策に活かしていきます。

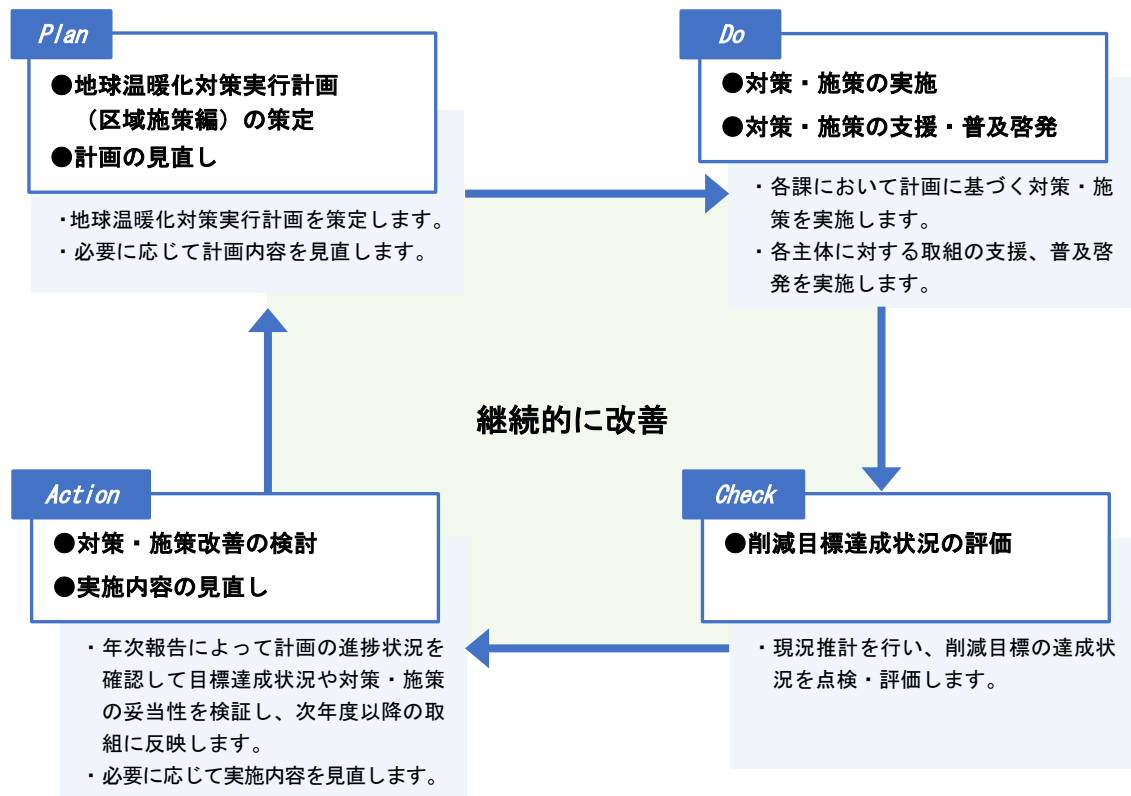


図 50 計画の進捗管理

2. 計画の推進体制

計画の進捗管理をPDCAサイクルに基づいて行うために、庁内においては、遠賀町環境調整会議を中心として、各施策を総合的かつ効果的に推進していきます。また、遠賀町環境審議会が計画の進捗状況の検証と改善策の検討を行います。

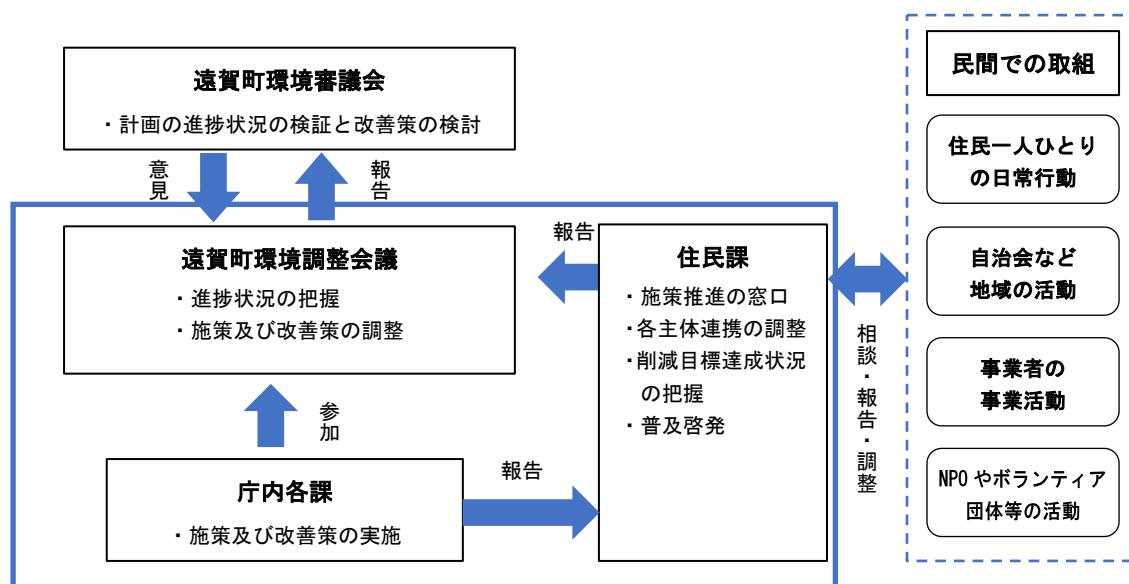


図 51 計画の推進体制

3. 計画の見直し

本計画は、毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直します。

資料編

1. 計画策定の経緯

日付	内容
2023 年 8 月 28 日	第 1 回遠賀町環境審議会
2023 年 11 月 28 日	第 2 回遠賀町環境審議会
2023 年 12 月 5 日 ～12 月 18 日	パブリックコメントの実施
2023 年 12 月 25 日	第 3 回遠賀町環境審議会
2024 年 1 月	遠賀町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定

2. 遠賀町環境審議会規則

平成 22 年 10 月 1 日規則第 24 号

遠賀町環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 遠賀町環境基本条例（平成 22 年条例第 12 号）第 10 条の規定に基づき遠賀町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及びその運営に関して必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(組織)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(報酬)

第 4 条 委員の報酬及び費用弁償の支給については遠賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の規定による。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、住民課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 17 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

遠賀町環境審議会委員名簿

令和5年5月1日現在
(敬称略)

委員 区分	氏 名	所属団体・役職
会長	松 本 亨	北九州市立大学 環境技術研究所 都市エネルギーマネジメント研究センター長 教授
副会長	井口 富佐子	遠賀町婦人会 副会長
委員	吉 留 康 一	浅木小学校 校長
委員	江 上 宏 一	遠賀南中学校 校長
委員	大内田 悦雄	遠賀町区長会 遠賀川区長
委員	佐 潟 三 男	遠賀町地区公民館連合協議会 理事
委員	高 崎 洋 介	遠賀町生産組合長会 老良区生産組合長
委員	堤 裕 嗣	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境長
委員	牛 草 弥 生	遠賀町教育委員会 生涯学習課長
委員	木 原 弘 善	遠賀町役場 建設課長

3. 用語集

五十音順

あ行

一酸化二窒素(N ₂ O)	窒素酸化物の一種で、吸入すると陶酔効果があることから笑気ガスとも呼ばれています。温室効果ガスの一つで、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理に伴って排出されます。
移動平均	時系列データにおいて、一定期間の間隔を定め、その間隔内の平均値を連続して計算することによって長期的な傾向を把握する統計手法です。
イノベーション	語源は、英語で「革新する」、「刷新する」という意味の動詞イノベイト (innovate) の名詞形イノベーション (innovation) です。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念です。日本では「技術革新」の同義語として使われています。
インフラ	英語のインフラストラクチャー (infrastructure) の略で、産業や社会生活の基盤となる施設のことです。
エコアクション 21	中小事業者等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮度合いの測定ツールです。幅広い事業者に対して環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。
エコドライブ	燃料消費量や二酸化炭素 (CO ₂) 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心掛けのことです。エコドライブには、発進時の加速を緩やかにする、加速減速の少ない運転をする、停止するときに早めにアクセルから足を離す、エアコンの使用を控えることなどがあります。
エネルギー起源 CO ₂ 、 エネルギー起源二酸化炭素	二酸化炭素 (CO ₂) は、大気中に約 0.03 パーセント存在する無色・無臭の気体で、温室効果ガスの一つです。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。 エネルギー起源 CO ₂ とは、燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用に伴って排出される二酸化炭素 (CO ₂) のことです。
エネルギー転換部門	石油・石炭などを電力などの他のエネルギーに転換する部門です。事業用発電（発電所）、地域熱供給、石油製品製造などがこの部門に該当します。
温室効果ガス	大気を構成する気体で赤外線を吸収し再放出するため、地球を暖める温室効果を持つ気体です。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒 (N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF ₆)、三ふっ化窒素 (NF ₃) の 7 物質が温室効果ガスと定義しています。

か行	
化石燃料	地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物で、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののことです。
環境負荷	人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものです。
気候変動	十分に長い時間について平均した大気の状態を気候と呼びます。気候は、平均によって短時間の変動が取り除かれるため、それぞれの場所で現れやすい気象の状態と言えます。具体的には、ある期間の気温や降水量等の平均値や変動の幅によって表されます。平均期間よりも長い時間で見ると気候は様々な変動や変化をしており、これらを「気候変動」と呼びます。気候変動の要因には、自然起源の要因（太陽活動の変化や、火山噴火による大気中の微粒子「エアロゾル」の増加等）、人為起源の要因（人間活動に伴う化石燃料の燃焼や土地利用の変化等による温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加等）、地球内部の要因（大気・海洋・海面が自然法則に従って相互作用すること）があります。
気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	1988年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) によって設立された組織です。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援しています。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。
気候変動枠組条約	気候変動に関する国際連合枠組条約のことです。地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協調して行うため 1992 年 5 月に採択され、1994 年 3 月に発効しました。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の義務を課しています。
吸収源	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる海洋や森林のことです。
業務その他部門	産業・運輸部門に属さない企業・法人部門であり、具体的には、小売・卸売業、サービス業（学校・病院等の個人向サービス業、飲食業、国・地方公共団体等）、製造業等の本社・研究所等の間接部門が含まれます。
グローバル・パートナーシップ	世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携する、地球規模の協力関係のことです。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスなど、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものです。

三ふっ化窒素(NF ₃)	窒素とふっ素の化合物で、無色無臭の気体です。温室効果ガスの一つで、NF ₃ の製造、半導体素子等の製造に伴って排出されます。
持続可能な開発	「環境と開発に関する世界委員会」(委員長：ブルントラント・ノルウェー首相(当時))が1987年に公表した報告書「Our Common Future」の中心的な考え方として取り上げた概念で、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発をいうとされています。この概念は、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものです。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と定義しています。
生態系 生態系サービス	自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持しています。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼びます。 この生態系に多様性(生物多様性)があることで得られる恵みを「生態系サービス」といい、食料供給機能や洪水調節機能、レクリエーション機能を有し、わたしたちの暮らしに貢献しています。
生物季節	植物も動物も、気温や日照時間などの気象条件の季節的な変化を感知し、季節性を持った応答をします。これを生物季節といい、英語ではPhenology(フェノロジー)といいます。 生物季節に関する情報の蓄積は、気候変動が環境に与える影響を評価する上で非常に有効であると評価されています。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生物多様性基本法では、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物の多様性」と定義しています。
創エネ	屋根に太陽光パネルを設置するなど、自然エネルギーを利用して、エネルギーを創り出すことをいいます。 創り出したエネルギーを日常生活に使うことで、年間のエネルギー収支をゼロにすることも可能です。
た行	
太陽光発電	シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方法です。

代替フロン	オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」（クロロフルオロカーボン、CFC）を代替するために開発された物質のことで、水素原子を含むハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）等があります。
脱炭素社会	パリ協定第4条1に規定されている「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」こと。すなわち世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにする社会のことです。
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動	2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。国、自治体、企業、団体、消費者等の連携により、①テレワークなどの働き方・暮らし方、②豊かな暮らしを支える製品・サービス、③インセンティブや情報発信を通じた行動変容、④地域独自の暮らし方を提案・支援するものです。
地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策を推進するための法律です。地球温暖化対策計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取り組みを強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めています。
地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められたセンターで、各都道府県知事や政令指定都市等市長によって指定されます。主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」などです。
地中熱	浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーです。大気の温度に対して、地中の温度は地下10～15mの深さになると、年間を通して温度の変化が見られなくなります。そのため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用して効率的な冷暖房等を行います。
電気自動車	電気自動車は、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車です。充電する電気を再生可能エネルギー由来にすることで、車の使用による温室効果ガスの排出をゼロにすることができます。 また、近年では災害時の非常用電源としての活用も期待されています。
な行	
二国間クレジット制度(JCM)	途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用するものです。
燃料電池自動車	燃料電池自動車は、車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車です。従来の車と比べて非常に高いエネルギー効率を有しています。

は行	
排出係数	大気などへの化学物質の排出量を算定する際に用いる単位活動量当たりの化学物質排出量のことです。一般的に温室効果ガス排出量は、排出の原因となる活動の規模（活動量）にその活動量 1 単位当たりの排出係数を乗じて推計されます。
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	塩素を含まずオゾン層を破壊しないため、代替フロンの一つとして使用されています。温室効果ガスの一つで、クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用に伴って排出されます。
ハイブリッド自動車	ハイブリッド自動車 (HEV ; Hybrid Electric Vehicle) は 2 つ以上の動力源を合わせ、それぞれの利点を活かして駆動することにより、低燃費と低排出を実現する自動車です。 一般販売の多くは、ガソリンやディーゼル等の内燃機関（エンジン）と電気や油圧等のモーターを組み合わせています。
バイオマス	バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。
パリ協定	2015 年 12 月にパリ（フランス）で開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された気候変動に関する国際枠組みです。世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指しています。
パーフルオロカーボン(PFCs)	フッ素と炭素からなる不活性の化合物で、半導体の洗浄や代替フロンの一つとして使用されています。温室効果ガスの一つで、アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用に伴って排出されます。
非エネルギー起源 CO ₂ 、 非エネルギー起源二酸化炭素	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等に伴って排出される二酸化炭素 (CO ₂) のことです。
ま行	
メタン(CH ₄)	炭素原子 1 個と水素原子 4 個からなる化合物で常温では無色・無臭の気体で、地下に埋蔵する天然ガスの主成分です。温室効果ガスの一つで、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理に伴って排出されます。
ら行	
ライフスタイル	人々の生活様式、行動様式、思考様式といった生活諸側面の社会的・文化的・心理的な差異を全体的な形で表現した言葉です。
レジリエント	「復元力、回復力、弾力」を指すレジリエンスという概念のもとに、災害発生時に「機能や性能への影響が小さい」「正常な状態まで回復する時間が短い」インフラ（＝レジリエントなインフラ）を目指す考え方が広がっています。
六ふっ化硫黄(SF ₆)	フッ素と硫黄からなる化合物で、絶縁性に優れた安定なガスです。温室効果ガスの一つで、マグネシウム合金の casting、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器、その他の電気機械器具の使用・点検・廃棄に伴って排出されます。

わ行	
ワンヘルス	「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方のことです。森林破壊や気候変動などが引き金となっている人獣共通感染症などに対して、ワンヘルスの考え方に基づいて取り組んでいくことが、G7 サミットや生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）などの国際間の枠組みで合意されています。

アルファベット順

BAU(BAU ケース) (ビーエーユー)	Business as usual の略で、人口や経済の将来の変化は考慮するものの、目標達成に向けた対策・施策（ここでは温室効果ガス排出量削減のための対策等を意味する。）の追加的な導入は行われないと仮定した場合のシナリオです。
COP (コップ)	Conference of the Parties の略で、条約を批准した国が集まる締約国会議のことを指します。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われています。
GX (グリーントランスフォーメーション)	産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換することです。
LED (エルイーディー)	発光ダイオード (Light Emitting Diode) の3つの頭文字を省略したもので、電気を流すと発光する半導体の一種です。LED は寿命が長い、消費電力が少ない、応答が速いなどの特徴を持っており、この特長を利用した照明が LED 照明です。
NDC (エヌディーシー)	パリ協定で義務づけられた「国が決定する貢献 (NDC : Nationally Determined Contribution) のことで、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を5年毎に提出・更新する必要があります。
NPO (エヌピーオー)	「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。
PDCA (ピーディーシーエー)	Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Act(改善・処置)の4段階を繰り返すことによって、様々な業務を継続的に改善する手法です。
S+3E (エスプラススリーイー)	エネルギー政策を考えるためのカギとなる“4つの理想”を示します。「安全性 (Safety)」、「エネルギーの安定供給 (Energy Security)」、「経済効率性 (Economic Efficiency)」、「環境適合 (Environment)」の頭文字をとって「S+3E」と呼ばれ、4つの理想をできるだけバランスよく実現し、リスクを低くできるようなエネルギー政策が日本のエネルギー政策の基本的方針として示されています。
ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物のことです。削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義されており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義されています。
ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	20%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅のことです。削減量に応じて、①『ZEH』（100%以上削減）、②Nearly ZEH（75%以上100%未満削減）、③ZEH Oriented（再生可能エネルギー導入なし）と定義されています。

本計画は、（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省 補助事業である令和 4 年度（第 2 次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されたものである。

発行 遠賀町住民課

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地

TEL : 093-293-1234 FAX : 093-293-0806